

令和 6 年度 自己点検・自己評価報告書

評価対象期間 自：令和6年4月1日
至：令和7年3月31日

評価日 令和6年8月1日

更新日 令和 7 年 6 月 30 日



学校法人 窪田学園

窪田理容美容専門学校

目 次

学園の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
I 学校の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6
II 本年度に定めた重点的に取り組む事が必要な目標・計画・・・・・・・・	6
1. 職業実践専門課程に係る取組み・・・・・・・・	6
2. カリキュラムの見直しとシラバスの精査・・・・・・・・	8
3. 教職員の研修及び人員確保への取組み・・・・・・・・	9
III 評価項目の達成及び取組状況	
基準1 教育理念・目的・育成人物像等・・・・・・・・	10
1-1 理念・目的・育成人物像は定められているか	
1-2 学校における職業教育の特色は何か	
1-3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	
1-4 学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	
基準2 学校運営・・・・・・・・	14
2-5 目的等に沿った運営方針は定められているか	
2-6 運営方針に沿った事業計画が定められているか	
2-7 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか	
2-8 人事、給与等に関する規定等は整備されているか	
2-9 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	
2-10 運業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	
2-11 運教育活動に関する情報公開が適切になされているか	
2-12 情報システム化による業務効率化は図られているか	
基準3 教育活動・・・・・・・・	18
3-13 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか	
3-14 教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	
3-15 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	
3-16 キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	
3-17 関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	
3-18 関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか	
3-19 授業評価の実施・評価体制はあるか	
3-20 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	

3-21	成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか	
3-22	資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか	
3-23	人材育成目標も達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか	
3-24	関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか	
3-25	関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取組みがおこなわれているか	
3-26	職員の能力開発の為の研修等が行われているか	
基準 4	教育成果	25
4-27	就職率の向上が図られているか	
4-28	資格取得率の向上が図られているか	
4-29	退学率の低減が図られているか	
4-30	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	
4-31	卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか	
基準 5	学生支援	28
5-32	進路・就職に関する支援体制は整備されているか	
5-33	学生相談に関する体制は整備されているか	
5-34	学生の健康管理を担う組織体制はあるか	
5-35	学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	
5-36	課外活動に対する支援体制は整備されているか	
5-37	学生の生活環境への支援は行われているか	
5-38	保護者とは適切に連携しているか	
5-39	卒業生への支援体制はあるか	
5-40	高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか	
基準 6	教育環境	33
6-41	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	
6-42	学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか	
6-43	防災に対する体制は整備されているか	
6-44	教育活動中の安全対策について整備されているか	
基準 7	学生の募集と受け入れ	36
7-45	学生募集活動は、適正に行われているか	
7-46	学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか	
7-47	学納金は妥当なものとなっているか	
基準 8	財務	38
8-48	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	
8-49	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	
8-50	財務について会計監査が適正に行われているか	
8-51	財務情報公開の体制は整備されているか	

基準 9 法令等の遵守 40

- 9-52 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- 9-53 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか
- 9-54 自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか
- 9-55 自己点検評価結果を公開しているか

基準 10 社会貢献 43

- 10-56 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- 10-57 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

基準 11 国際交流 44

- 11-58 国際交流を実施出来ているか
- 11-59 留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか

学園の現況

(1) 学校名及び設置者

学校名 : 学校法人 窪田学園 窪田理容美容専門学校
設置者 : 理事長 窪田多美子
校 長 : 校 長 中村 雅江

(2) 所在地及び認可年月日（各所轄庁）

所在地 : 東京都中野区中野 4 丁目 11 番 1 号

設立認可 : 昭和 25 年 1 月 20 日
指定認可 : 昭和 25 年 4 月 10 日
学校法人認可 : 昭和 47 年 10 月 27 日
専修学校認可 : 昭和 51 年 9 月 3 日

(3) 沿革と特色

東京公衆衛生技術学校として厚生大臣（現厚生労働大臣）から指定を受け、創立者である窪田金一郎先生が示された建学の精神、「理容師・美容師としての専門の学理と技術を授け、公衆衛生の発展に寄与できる心身とも健全な社会人を育成すること」にあり、変化激しい現代社会に即応するために、世界的な視野から創造力を学び、自主性の確立に不撓不屈の精神を涵養することを重点とする」を掲げ、昭和 25 年 4 月に東京都中野区で開校した。

本学の歴史は理容師法・美容師法が制定され、日本における公衆衛生の制度化と共に歩んできた学校である。開校当初から学校敷地内に学生寮を併設し、全国から技術を学びに来る学生達への環境づくりを徹底し、現在に至ってもその精神は受け継がれている。

昭和 51 年には、同法人の専修学校認可に併せて、現学校名「窪田理容美容専門学校」に改称した。

本分野はファッション・トレンドという公衆衛生を取り巻く、激しい時代の流れの中で、最先端の施設や設備を整え、常に最新の技術を学べる環境づくりを行ってきた。その結果、業界を代表する卒業生や各コンテストでも高い評価を受ける多くの人材を輩出してきた。それらの卒業生達は、今の日本の理容・美容業界を支えてきた人材とも言い得るし、現在でも関係業界および地域社会の発展に寄与できる職業人を実践的に養成・輩出している。創立以来、卒業生は延べ 3 万 5 千人を越え、理美容業界から高い信頼を得るに至っている。また開校以来、徹底した躰教育を実践している学校という評価も得ている。

I 学校の教育目標

本学の教育目標は「理容・美容の職業教育を通しての文化人たる教養と人格を培い良き社会人を造ることを教育方針とし、勉学に適した教育的な環境を完備した施設により優秀な専門の教師陣容を整え懇切丁寧に指導する」と定めており、校訓として「忍耐・創造・独立」を掲げている。これらの教育目標を活かす形で新たなスローガン「人に幸せを与え、ともに幸せになろう」と定めている。具体的な教育目標に掲げている能力向上は以下の通りである。

- ① コミュニケーション能力
- ② 協調性・調和性を重んじ、問題解決する能力
- ③ 向上心と技術力
- ④ 人間的魅力

これらの能力は、理容・美容業に携わる全ての者に求められており、資格取得だけでなく、「業」に携わる際には身に付けておく必要があると考える。資格取得だけの養成学校ではなく、同業界で活躍できる素養と実践力を身に付けさせる事が、理念と整合性のある教育目標と考えている。

これらの実現の為には、従来から行われている産学連携による職業教育および、社会人教育において確実に求められるキャリア教育を融合させ、本学の目標とも整合性の取れた教育システムの構築が不可欠である。全ての学科に共通してシステムを構築させる必要があり、それらを修了した全学生が理容・美容業界で一生涯、活躍できる人材育成を目標とする。

II 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標・計画

目標や計画を策定する上で「ポストコロナ」に対しての対策が重点的強化項目として大前提となる。

1. 職業実践専門課程に係る取組み
2. ポストコロナにおけるカリキュラムの見直しとシラバスの精査
3. 教職員の研修及び人員の確保への取組み、3点に特化して目標・計画を組み立てた。

1. 職業実践専門課程に係る取組み

平成 25 年 8 月 30 日に告示された「職業実践課程」を受け、本学でも申請の対象となる学科に対し、文部科学省からの通達の下、下記の体制を整えた。また、令和 2 年 4 月から実施されている高等教育の修学支援新制度の要件である、実践的バランスの取れた教育の推進を視野に入れたシラバスを実践している。またカリキュラム・ディプロマ・アドミッションの各ポリシー策定についても公表すべきポリシーを明文化した。

(1) 企業と連携している科目の確認

- ・本学は、理容師・美容師養成施設であり、国家資格を受験する為に必要な法定科目の中に何十年も前から企業連携している科目が必修となっている為、その科目と今回の職業実践専門課程における企業連携科目の整合性を確認。
- ・昨年度、連携している企業との業務提携を結び、今年度も新規企業との契約の締結。

(2) 教育課程編成委員会の設置

- ・対象となる学科それぞれに設置し、実践的な職業教育を実施する為のカリキュラム策定を主な役割とし、カリキュラム編成に係る授業内容やその進め方などを検討する目的の委員会の発足。
- ・教育課程編成委員規程の作成

- ・委員会を構成する委員の選定及び就任依頼・各学科の委員会の実施（毎年 9 月と 3 月）

(3) 教員の研修

- ・教員研修の予定表作成および研修実績の報告取りまとめ
- ・企業等と連携した研修の実施
- ・企業と連携した研修の選定・企画
- ・31 年度の法改正に向けての指導内容の把握と指導力の強化

(4) 学校関係者評価の実施と委員会設置

- ・学校関係者評価は、卒業生、保護者、関連した企業・団体など学校を取り巻く各関係者で編成された委員会から学校自体の評価を受け、その意見を学校運営に取り入れ、環境を整備していく事を目的とするものである。学校関係者委員会の発足。
- ・委員会を構成する委員の選定及び就任依頼
- ・各学科の委員会の実施（毎年 9 月と 3 月）
- ・学校関係者評価報告書の公開

(5) 各申請様式および学校情報の公開

- ・職業実践専門課程の承認の為に必要な申請情報をホームページに公開
- ・学校の財務情報を公開
- ・各ポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション等）を公表・周知準備

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
職業実践専門課程に係る取組みは十分に行われたか	④	3	2	1

① 課題

- ・職業実践専門課程に認定され、9 年目を迎え、専門職大学の創設など、第三者評価にシフトして来る為、昨年に引き続き、本学園も準備の可否が問われていると把握している。
- 実務実習を実施した事で企業から教育の成果を承認頂いたことは大きな成果に繋がったが、モラルや主体性に於いてバランスの取れた指導と統一性が課題となっている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・教育課程編成委員会と本学園教職員による意見交換により、実務実習に於いては、想像以上にモラルの徹底が要されていた。また、学生の主体性も大きな課題となっており、それを踏まえた教員の研修に注力していく。
- また、教員の指導目的の明確化、学生の授業に対する内容の把握や到達目標の設定を明確にする為にシラバスの可視化に努めていく。

③ 特記事項

- ・特になし

2. カリキュラムの見直しとシラバスの精査

令和4年度には、アフターコロナを踏まえながら学力や技術力の差を無くす為の施策、トータル的に学びたいという学生の要望、そして多様化する技術に対応すべく、カリキュラムを見直し、シラバスを精査した。本年度は、新型コロナウイルス蔓延のため中断していた海外研修や従来の行事など再始する事が出来、ポストコロナへと変化していく状況の中、学生の学力・技術差に対応すべくカリキュラムのブラッシュアップに努めた。また、本年度より新設したトータルビューティシャン科のカリキュラムマネジメントをもとに、シラバスを作成した。

I. 理容学科（職業実践専門課程認定学科）

理容学科に於いては昨年同様、国家試験、認定エステティシャン等、資格取得に成果を上げている。また、企業・団体との連携により、コンテストに向けた指導や男性の美意識を踏まえた授業を意欲的に取り組んだことで、様々なコンテストに於いて優秀な成績を収めた。しかし、学生の学習に向けたモチベーションの差が顕著に現れ、科目によっては評価に差が生じた。次年度は教員の多角的な視座のもと到達に向けたイメージへの把握に努め、学びの目的を明確にしていく事が要される。

II. 美容学科（職業実践専門課程認定学科）

美容学科も昨年同様、国家試験等、資格取得、コンテスト入賞に成果を上げている。企業・団体との連携のタイミングを図り、興味喚起や動機付けなどにも配慮した事で技術力、作品のレベルの向上が認められる。また、専門科目を通してアイリストにおける最新の技術を学び得た事で就職意識も高まった。しかし、過去に例を見ない学力の差が大きな問題となり、筆記試験に於いては苦戦を強いられた。次年度は、全科目のシラバスを把握しながら、学習、授業の支援技術の成果を考える必要がある。

III. 美容学科トライチェンジコース（職業実践専門課程認定学科）

3年間のカリキュラムのバランスがとれ、多くの学力・技術のレベルが上がっている。短時間に集中する力を持っている強みから国家試験の対策授業の伸び率も高い。トータルビューティを意識したカリキュラムの反応も良く、学びの成果が伺える。また、企業との連携した授業も夜間という事が幸いし、効率的に実施できた。しかし、既に働きながら受講している学生も多い事から就職意欲に差が生じている。就職への意欲が低いと感じられる学生の真のポテンシャルを見抜き、仕事へのビジョンを構築する事を⑦目的とした授業構成が次年度の課題である。

IV. テクニカルスタイリスト科

本年度もテクニカルスタイリスト科では、理容美容の特化した講師による企業連携の授業をより多く取り入れた。また、実務実習に於いても3年目の学びが高く評価されている。新型コロナウイルス蔓延のため中断していたボランティア活動や免許取得者として実践できる幅を更に広げ学びの成果を高めた。学生のダブルライセンス取得の意識も高く就職に向けても主体的に探求していた。特に理容に向けた興味喚起が身を結び、ダブルライセンスの強みを強調することが出来ており、全員が理美容業界に就職を果たしている。今年度はコンテストへの参加意識が全体的に薄かったので、次年度はコンテストに向けて積極的な活動を促していく。

V. トータルビューティシャン科

本年度より2年制として設立した学科で、エステ・ネイル・メイクの上級資格の取得を目指し、希望制で通信課程を併修して美容師または理容師の国家資格を目指す。施術メニューの移り変わりの激しい職種であることから企業・団体との連携が不可欠であり、教育目的を共有しながらシラバスを作成した。前学科のテクニカルスタイリスト科ビューティーコースはエステ技術を取得する目的であったが

ネイル、メイクの技術者養成に向け多様な授業の展開が要される。初年度という事で学生の気質の違いやカリキュラムの全体像の把握、資格取得に向けた有効的な授業等、次年度に向けた課題は多くある。

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
各学科のカリキュラム構成変更の取組みは十分に実施されたか	4	③	2	1

① 課題

- ・学力・技術の差が大きくなっていることから、カリキュラムの工夫、教員の学習・授業の支援技術の成果が要される。また、コンテスト、就職等に対してモチベーションに差が生じている。
- ・新設学科に於いては十分な振り返りをもとにカリキュラムを改善していく。

② 今後の改善方策及び計画

- ・常に全体像を把握させ、到達ラインを明確化し、現時点の評価が次のステップの道標となる指導を心掛ける。
- ・授業の到達状況を把握し、個々の支援に向けた教師力を身につけ、教員間で共有していく。
- ・学生の求めているものを把握し、企業からの意見をもとに、授業の満足度を上げモチベーションを維持していけるようにカリキュラムの見直しを図っていく。

③ 特記事項

- ・特になし

3. 教職員の研修及び人員の確保への取組み

令和 5 年度は新たに 4 名の教員を採用した。また例年同様、研修の重要度は高まっている。職業実践課程との兼ね合いを鑑み、企業と連携した研修を多く取り入れると共に行政が実施している研修にも積極的に参加している。

しかし、本年度は、2 名の教員が期の途中で退職した事、学生の補習授業が増大した事が原因となり、予定していた研修に全員で参加する事が難しかった。また、学生の学力・技術力の差への対応に追われていた。次年度は、コロナを通して学生の学びの姿勢にどのような変化が起きたか、学力・技術の差を合理的に縮めていく施策等の研修に取り組んでいく。

令和 5 年度に実施した内容は以下の通りである。既に定例化している研修については、名称のみ。

- (1) 全教員による技術研修(6 回)
- (2) 全教員を対象とした企業と連携した校内・校外 OJT への参加 (校内 1 回・校外 0 回)
- (3) 全教員による学生指導、コミュニケーション研修(1 回)
 - ・技術・資格講習会、月例全体会・各部署での専門知識講習会など

採用人数は、原則欠員募集の形で実施される。上記した研修の目的は教員の資質及び技術レベル向上がその目的となる為、新任の教員を採用するにあたり、資質・技術向上の研修は必須となり、経験のある教員に際しては教員間の共有をはかる為に、令和 5 年度以降も継続して力を入れていく計画がまとめら

れた。また来年度に開設される新学科への教員の充実も計画されている。

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
教職員の研修および人員確保への取組みは十分になされたか	4	③	2	1

① 課題

- ・サロンに勤め、実践に向けた教員1名を採用したが半年で退職している。
- ・本年度は新設学科に向けて2名のネイル・着付けの特化した教員を採用したが、教師経験は無く迅速に授業力を身につけることが要される。
- ・サロン経験、養成施設での経験豊富な教員1名を採用したが、その経験値を教員間で共有していく事が要される。
- ・学生の学寮・技術力の差をなくすための施策が要される。

② 今後の改善方策及び計画

- ・昨年同様、引き続き教員の確保で卒業生対し、教員に興味のある卒業生にアプローチを実施し、本学ホームページ、求人広告誌に掲載継続してアプローチを実施していく。
- ・研修に際しては学生の状況を察知し、企業からの意見を尊重しながら連携した研修会を実施していく。また、実務実習で必然とされたモラルとコミュニケーション力を向上させる指導力を培うための研修も引き続き実施していく。
- ・コロナの影響で学びの姿勢に欠けているものを個々にサポートし、学力・技術力の差の改善に努めていく。

③特記事項

- ・本学が目指す組織とは、教員・職員関係なく在校生が話せるアットホームで距離の近い組織作りである為、学園内・寮内にいる学食の職員・舎監などは全て正職員採用である。近年要される斜め教育の充実を教職員が常に意識し、心がけている。

Ⅲ 評価項目の達成及び取組状況

基準1 教育理念・目的・育成人物像等

1-1 理念・目的・育成人物像は定められているか

窪田理容美容専門学校（以下、本学という）はその前身である東京公衆衛生技術学校として厚生大臣（現厚生労働大臣）から指定を受け、昭和25年4月10日に東京都中野区で開校した。創立者である窪田金一郎先生が示された建学の精神、校訓、教育方針に基づき、現在に至っては、基本理念、学園理念、行動指針を明確化し、学校教育法および理容師・美容師法に則り、理美容業界との連携を図った理容美容教育を通じて、関係業界および地域社会の発展に寄与できる職業人を養成・輩出していくことを目的とする。

本学の建学の精神は「理容師・美容師としての専門の学理と技術を授け、公衆衛生の発展に寄与できる心身とも健全な社会人を育成すること」にあり、変化激しい現代社会に即応するために、世界的な視野から創造力を学び、自主性の確立に不撓不屈の精神を涵養することを重点とし、校訓として「忍耐・創造・独立」を掲げている。忍耐とは継続し、努力し、技を生む心。創造は創造美をつくる、感性を磨く想い。独立は自立できる人間になる想いをその校訓に含め、専門学校として衛生理美容分野の養成校の目的・責務を普遍的に果たすことを示している。創立以来74年間に渡り、その精神を受け継いでいる。

教育方針として、「理容・美容の職業教育を通しての文化人たる教養と人格を培い良き社会人を造ることを教育方針とし、勉学に適した教育的な環境と完備した施設により優秀な専門の教師陣容を整え懇切丁寧に指

導する」と定め、本教育方針を 1976 年の専修学校が学校基本法の中に位置づけられ年に明確化した。

現在では建学の精神・校訓・教育方針を加味した時流に合う、誰にでも理解し易い理念を平成 21 年に新たに策定し、「人に幸せを与え、共に幸せになろう」を基本理念におき、理容・美容分野の垣根を越えた、社会貢献の出来る社会人教育を目的にしている。本学の具体的教育目標として冒頭にも挙げている 4 つの能力向上の目標も掲げている。

1-2 学校における職業教育の特色は何か

本学では現在、昼間の衛生専門課程に修業年限 1 年から 2 年の理容学科、美容学科及びトータルビューティシャン科、テクニカルスタイリスト科があり、夜間の衛生専門課程に修業年限 3 年の美容学科トライチェンジコース、通信課程の修業年限 3 年の理容学科・美容学科、修業年限 1 年半の美容ダブルライセンス科・理容ダブルライセンス科を設置している。この中で、衛生専門課程・通信課程の理容学科・美容学科と美容学科トライチェンジコースは厚生労働省の国家資格を受験できる教育課程である。

平成 25 年 10 月以降は、職業教育により注力した職業実践専門課程の認定を目指し、上記した学科の内、3 学科で教育課程編成委員会を組織し、10 月と 1 月に教育課程編成委員会を実施し、より企業と連携した職業教育実現の為の検討会を実施した。また、本年度よりトータルビューティシャン科も同様に実施している。

本学の特色として、前身が理容・美容団体で発足した訳では無い異色の学校であり、教育分野も衛生専門課程（第 4 分野）の理容・美容に特化した教育を行っている。1950 年に開校した為、同分野でも長い歴史を持ち、卒業生の数も多く、業界発展に寄与してきたと自負している。前身が理美容団体でない為、理容・美容分野に存在する各諸団体に幅広く卒業生がおり、業界内でも偏りなく多くの諸団体と連携できるのも特色の一つと言える。また開校以来、学校の敷地内に寄宿舎を持つ全国でも稀な学校である為、教育環境には絶対の自信があり、全国から学生が集まり、各地域で卒業生が活躍している。さらに開校以来今日に至るまで、社会人として必要な徹底した躰・マナー教育を実践している学校としても、業界では一定の評価を得るまでに至っている。その成果として就職に関しても高い実績を誇り、不況下でも安定した就職実現率を維持している。

本学における職業教育のベースは、1-1 でも記述した通りであるが、現在の理容・美容を取り巻く職業・職種の多様化は特筆すべきものがあり、本学の教育方針や校訓に挙げられているように創造性豊かな業界である。その為、法的整備も追い付かない程、激しく変動している業界の中で、法令遵守を念頭に置き、時流に合わせた社会的・業界的ニーズに対応した理美容サービスを提供できる普遍的な実践力を養成していく事であり、これらの実現には企業や各種団体との連携は不可欠といえる。故に以前より、企業や業界団体と連携した授業が全学科で常に行われている。従前、重点項目で挙げていたように、企業との産学連携を基本とした教育カリキュラム編成の見直しは、従来から行われているカリキュラムを再度見直し、達成度や評価方法などの再確認を行い、今年度には理容学科・美容学科に対し、理容室および美容室・エステサロンを運営する企業に対し、実務実習協定書を交わし、実務実習を 60 時間実施した。平成 31 年度はテクニカルスタイリスト科に対しても実務実習を実施した。さらに平成 31 年度はテクニカルスタイリスト科アーティストコースが、ダブルライセンス取得のカリキュラムに対応した事により、アーティストコースの学生も実務実習に 6 月と 11 月に実施した。令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症が蔓延し、通常授業やシラバス進行が困難な状況下においても、各企業の協力により、実務実習を実施する事が出来た。

令和 4 年度においては、コロナ禍の 3 年目ということもあり、行動制限も緩和された中で、しっかりと実務実習などの教育活動が実施できたと考える。本年度にはテクニカルスタイリスト科ビューティーコースを 2 年間の専門課程とし、エステ、ネイル、メイクの上級資格の取得を目指す学科として開設し、初年度に於いては実務実習を 10 時間実施した。また、テクニカルスタイリスト科をダブルライセンスコースに名称変更し、前身のテクニカルスタイリスト科ビューティーコースから新学科トータルビューティシャン科を設置した。

1-3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか

理美容業界で求められる人物像は資格や高い技術力・専門知識は元より、近年、声高に言われ始めているのが、社会人として備えておくべき素養や向上心や好奇心、さらにはホスピタリティなど挙げれば切りがなく、人間的魅力が豊富な人材が歓迎される風潮がある。これらは、本分野が全て接客の上に成り立っている事に起因しているからだと考えられる。本学では、本分野における全職種が対人業務であるが故、これらの素養を身に付けるには「キャリア教育」の必要性を再認識している。「技術だけではプロにはなれない」と以前から業界で言われており、業界で活躍しているトッププロの人間性には確かな技術と特質すべき個性・感受性が見受けられ、一時期の奇抜な個性ではなく、万人に受け入れられる素養を身に付けている方が多い。本学では学園の中期的将来構想として、教育的事業計画でも掲げる「一生涯理容・美容業界で活躍する人材育成教育」の確立を主軸とし、「仕事の楽しさ」、「厳しさ」を技術指導と並行しながら、確立方法を目標とする。そこに必要な教育環境及び教育体制の整備・強化は中期構想の中でも重要視すべき特質事項としている。理容・美容業界の就職は安定しているが、業界が抱える問題として、離職率および雇用環境の整備は必至で、一時期よりは改善されているものの、業界全体で安定した雇用の実現を本学からも継続して働き掛けていく事を使命と捉えている。

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日本は元より世界的なニーズに変化が生まれ、その状況下における「学校の在り方」が見直された。オンライン授業や遠隔授業のニーズが生まれ、授業方法にも変化を求められ、それに対応すべく設備投資も実施した。

令和2年度までに社会経済のニーズを踏まえた学校の事業計画及び実績は以下の通りである。令和3年度も継続する事業も含まれている。ただし、令和4年度度においてはアフターコロナ対策を実施・考慮した上で計画されていた。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類に位置付けることで、ポストコロナへの大きな一歩を進めることになったが、3年間に及ぶコロナの影響から危機意識を有している事への対応が使命だと捉えている。

令和5年4月よりトータルビューティシャン科を設置した。

《学科・カリキュラム事業計画・実績》

社会経済のニーズに合わせ平成22年度より美容学科トライチェンジコースを設置。近年の高校生の経済的事情を鑑み、自立進学が可能な夜間3年課程を設置。昼間・夜間と教育カリキュラムを同一に設定し、就学期間を1年延ばすことにより、経済的に自立が可能となった。

平成26年4月より、理容学科内に本科コースおよび認定エステティシャン取得コースを設置し、現在期目に入り、安定して入学者・卒業生を輩出できている。現在、理容学科の学生は全国的にも減少傾向にあるが、シェービングエステをメニューに取り入れたエステサロンから理容学科へ求人票が送られてくるケースが増えてきており、社会的ニーズを踏まえた上で計画をしている。その為、カリキュラムの見直しを都度実施した。さらに今年度は企業と連携した実習をよりスポット的に活用し、理容でのトレンドを捉えた実習を実施した。

平成31年には、法令改正を受ける形でテクニカルスタイリスト科アーティストコースを理容師・美容師資格両方を取得する目的のダブルライセンス取得に特化したコースへカリキュラム変更した。変更後、1期生は16名、2期生14名、3期生16名、4期生20名、本年度30名の入学があった。年々ダブルライセンスへの認知が高まり徐々に需要が高まりつつある。

またテクニカルスタイリスト科ビューティーコースについては、近年入学生が減少しており、昨年度は5名の入学に留まった事を受け、本年度より1年課程のTS科ビューティーコースから2年課程のトータルビューティシャン科を設置し、26名の入学者を迎えてスタートした。

平成26年4月より、理容学科内に本科コースおよび認定エステティシャン取得コースを設置し、現在9期目に入り、安定して入学者・卒業生を輩出できている。現在、理容学科の学生は全国的にも減少傾向にあるが、シェービングエステをメニューに取り入れたエステサロンから理容学科へ求人票が送られてくるケース

が増えてきており、社会的ニーズを踏まえた上で計画をしている。その為、カリキュラムの見直しを都度実施した。さらに今年度は企業と連携した実習をよりスポット的に活用し、理容でのトレンドを捉えた実習を実施した。美容科は令和4年度より専攻制にし、より分かりやすいカリキュラムを目指し、2コース制のカリキュラムを展開した。

令和2年度より続いた、新型コロナウイルス感染症の経験から、時差登校・分散登校・オンラインと対面のハイブリッド授業が可能になり、より柔軟な教育を行えるようになった。令和3年から始めた、カリキュラムやコース制、新学科設置と事業計画は順調に進めることが出来た。

《施設・設備》

教育的なインフラとして。平成30年度には理容・美容修得者課程の設置に伴い、カウンセリングルームを理容学科の教室に用途変更し、令和3年度より続いていた本館の空調設備の交換改修工事も全工程を終了した。消防設備の交換については平成31年に実施し、経年劣化や防水部分の修繕を実施した。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業や遠隔授業システムの導入の為、設備基盤として、全館にWI-FI設備を取り付け、教職員のパソコン・タブレット等のスペック不足を補う為、10台以上の入れ替えを実施し。令和3年度以降は本館等の段階的にLED照明への切り替えや学生用椅子の交換を実施した。令和4年度にかけてはトータルビューティション科設置認可の為、新館2階の実習室へのネイルテーブルやメイクミラーなどの必要な教育備品を整備した。令和5年度では、各教室で使用している学生用の椅子を、新しいものに交換した。

《教職員研修・組織編制改革》

令和4年度以降の主な課題は、人員の補充が一定数完了し、教員研修や意識研修の重要性が増加すると考えられる為、引き続き充実させていく。また教員の確保はもちろん職員の充足を令和4年度以降行っている。

1-4 学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか

基本理念や建学の精神などは、入学時に「学生心得」の中で入学生全員に配布され、周知を図っている。また新入生のオリエンテーションでも校訓などについて学校理解を求める際、周知される。

また本学ホームページやSNSには、学校の特色やその活動内容を定期的に更新し、公開している。

在校生やその保護者達においては、オープンキャンパスなどの来校時に学校紹介VTRやパンフレットに記載されている内容で周知している。

平成25年12月以降は、本自己点検報告書や財務情報、基本情報・事業報告書など、将来構想の記載された書類を本学ホームページに公開している。

	評価項目	適切…4 不適切…1	ほぼ適切…3	やや不適切…2	
1-1	理念・目的・育成人物像は定められているか	④	3	2	1
1-2	学校における職業教育の特色は何か	④	3	2	1
1-3	社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	④	3	2	1
1-4	学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・ICT 機器を利用した、授業の実施等、こうした物のノウハウは蓄積出来たため、今後は、対面と ICT 機器を利用した対応の複合で、さらに多くの可能性を見出せるよう検討していく。

② 今後の改善方策及び計画

- ・引き続き今後の教育に必要なニーズとして、入学希望者や在校生の声にしっかりと耳を傾け、在るべき学校として整備していく。

③ 特記事項

基準 2 学校運営

2-5 目的等に沿った運営方針は定められているか

運営方針については、毎年 1 月の初旬に教職員全体会議の場にて、次年度の運営方針が理事長より訓示があり、学則や学校の目的、教育目標に基づいて文章化された「学校運営方針」を新年度 4 月 1 日に合わせて発表される。「学校運営方針」は年度末に行われる理事会・評議員会にて前年度の進捗報告および次年度の「学校運営方針」として報告される。

学校が定める理念や目標から逸脱せず、建学の精神でも記載されている創立趣旨、公衆衛生・衛生分野に特化した運営を心掛けている。本学は文部科学省の専修学校設置基準、及び厚生労働省が所轄する理容師・美容師養成施設指定規則を遵守し、基準及び規則を乗り越えて学校が保たれるように方針も定められる。

方針策定には、理事長・校長から各部課長へ周知れる流れとなっているが、教育に必要な施設、設備などの管理に加え、前年度から引き続き継続している計画の進捗度も影響を与える為、策定には 1 月の訓示後、さらに学園の財政状況なども踏まえ、4 月に改めて教職員全体会議で報告される。「学校運営方針」に影響を与えない為にも、前年度の事業進捗度は重要であり、理事長・校長を始めとする各部署長で毎月開催される「月例経営会議」での進捗報告は確実に行われている。

しかし、運営方針を定めるにあたり、特に諸規定が存在している訳ではなく、慣例に基づいて作成している為、今後は諸規定等を整備していく必要があったが、平成 28 年度より整備され始めており、現在も整備を進めている。

2-6 運営方針に沿った事業計画が定められているか

事業計画に関しては、新年度開始に合わせる形で、各部署の所属長から理事長・校長に提出・承認を受け、「学校運営方針」と同時期に教職員全体に示される。事業計画は、理事長・校長には2-5でも既述したように「月例経営会議」にて報告され、その他の教職員へは毎月定例化されている学校教職員全体会（定例会）にてその都度報告され、年度末に総括が行われる。

また私立学校法に基づき、毎年5月末日までに要約された内容で、利害関係者からの要請に応じて閲覧に供している。事業計画は各部署内の部長・各課長・各主任へと報告され、各課員の年間目標とされ、計画の達成に努めている。コロナウィルス感染症の影響で計画の遅れは生じたが、概ね事業計画は進んでいる。

令和5年度の主な教育事業計画は以下の通りである。

- (1) 退学率・離職率の予防・低減対策の強化
- (2) 国家試験合格率向上対策
- (3) ポストコロナにおけるカリキュラム実施方針の策定
- (4) 新学科のカリキュラム精査

2-7 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか

本学の運営組織は「運営組織図」に明確に示され、本学寄付行為に基づいた「理事会・評議員会」を始め、理事長・校長をその組織運営の上層に据え、教務部・総務部・経理部に大別され、各部内の教務課・広報課・事業課・学生課の各課員は業務計画に基づき、円滑に運営されている。

意思決定の流れについては、本学を設置する学校法人窪田学園の「理事会」、「評議員会」が学園運営に関する最高議決機関であり、専門学校自体の運営に関する意思決定を理事長・校長を議長とする月例運営会議にて年度毎の運営方針に沿った形で決定されている。決定後は速やかに教職員全体会議や部課別会議にて浸透されていく。より円滑に意思決定が流れる仕組みの確立の為、「60+1・2・3プロジェクト」という平成23年から始まった学校全体に係る校務意識改善キャンペーンの一環で校務の選別作業を行った。また平時ホウ・レン・ソウの徹底を再確認している。さらにプロジェクトの一環でもある組織改革の前準備とも言える各課員の校務整理及び把握も順調に進められており、教職員の仕事の流れ、報告・伝達方法も確立され、部署間の連携も取り易くなった。今後は、目標達成に向けて定められている事業計画においてもボトムアップしていき、自発的に目標を達成する為の手段・方法を選定出来るようPDCAサイクルをしっかりと展開した運営組織を目指す。

運営組織の内容については、「運営組織図」の他、昨年度に引き続き、内外的なマニュアルを作成し、教職員に周知徹底している。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6」～『学校 の新しい生活様式』も示され、その管理マニュアルに基づき、組織運営を実施していた。

令和5年度はコロナ対応も念頭に置きつつ、新しい生活様式を遵守しながら、徐々に課外活動などの行事も従前に戻していく計画を立て、それらを実施した。

2-8 人事、給与等に関する規定等は整備されているか

教職員の就業および給与などに関しては、本学就業規則および給与規定に基づいて明確に定められている。

就業規則の他には、給与規定、退職金規定、慶弔規定、出張旅費規定、育児休業規程、介護休業規程と定められており、詳細な部分として非常勤講師契約細則・嘱託職員に関する規定、教員研修規定などがある。これらは全て適切に運用されている。

人事考課に関しては年に一度、教職員全員が年度の業務報告書を作成し、各所屬長に提出する。主任・課長・部長と役職毎に面接を行い、各教職員の部署別年度目標に対しての査定を実施している。各教職員に対して体系的に行われているが、現在の査定基準では部署毎の実質的な達成度の把握を行うには、正直十分とは言えない為、今後、取組むべき点は、学校運営への貢献度や資格取得、授業評価のアンケート結果などを踏まえた包括的判断できる人事考課の査定基準を社会保険労務士や会計士と検討中である。就業規則内に包括されている諸規定について今後別途に規定等を設ける予定もあり、就業規則の改定に合わせて、新規定を実施出来るよう、平成 27 年度より計画通り実施された。その実施された内容の問題点を平成 28 年度では修正し、改善された就労環境での勤務が実施され現在に至っている。

2-9 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか

冒頭に挙げている令和 5 年度の重点項目にある職業実践専門課程にも関連する内容した内容が加えられている。令和 5 年度現在で実施したものは以下の通りである。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新生活様式にも則り、適宜オンラインミーティングもでも実施。

- (1) 学校経営に関わる定例会議
 - i. 理事会・評議員会
 - ii. 外部有識者との定例会議 ※
 - iii. 理事長・校長・各部課長定例会議（毎月 1 回）※
- (2) 学校運営に関わる定例会議
 - i. 教職員全体会議（毎月 1 回）
 - ii. 各部署会議（毎月 1 回）
 - iii. 学生募集会議（年 4 回、修正・補正がある場合は随時実施）
 - iii. 進級・卒業判定会議（年 2 回）
 - iv. 教育技術会議（適宜で開催）
 - v. 部署別ミーティング（毎日朝礼前に実施）※（オンラインでも実施）
- (3) 学校運営や教育課程編成に関わる委員会
 - i. 教育課程編成委員会（年 2 回）
 - ii. 学校関係者評価委員会（年 2 回）
- (4) 学内行事・検討会議・学外団体会議
毎年行われている教務行事や本学が主催している団体等上記以外の会議は適宜実施

財務的なシステムとしては、例年予算書を元に、各所屬長に一定の金額で裁量権限を持たせているが、申請や決済には全部署共通で稟議書があり、各部課長や所屬長、校長、理事長へと回覧形式で決済する方法を採用している。学校運営上必要な決済で、規定されている金額を越えた内容の決済事項や予算内の準備されている予備費を使用する場合は、稟議書の他に報告書など別途、添付資料を添えて、全部署の部課長を始め、役職者全員の決済を行い、校長・理事長が最終的な決済を行う。

システムとして、新たに追加実施した事により以前からの情報伝達不足は解消されたが、小規模会議になる程、議事録などの記録が抜けている事が内部調査で見つかる事もあり、今後徹底していく必要がある。

2-10 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか

業界や地域社会等に対してのコンプライアンス体制は具体的に整備されていないが、創立 74 年を迎えた本学では、地域に根差した学校づくりを続け、地域社会と連携し環境の発展に寄与してきたと自負している。その為、近年では中野区内の病院や特別養護福祉施設へのボランティアや地域のお祭りにもよく声をかけて頂き、積極的に参加している。職業人を養成する学校であると同時に一社会人の育成も使命と考えており、住宅街でもある中野区周辺地区で地域住民が違和感を抱かない節度のあるファッションを学生に対して指導

している。教職員は通学路の定期的な見回りも実施している。

本学がある中野区では放置自転車が東京都でも問題視されている地区でもある為、区営の指定駐輪場の利用促進や校内はもちろん学校周辺地区でも喫煙を校則で禁止している。これらは、入学希望の高校生や保護者、高等学校教諭にもオープンキャンパスや高校訪問時などで周知している。近年では同分野の学校からも徹底した躰マナー指導を実践している学校という評価を持って貰えるまでに至っている。

2-11 教育活動に関する情報公開が適切になされているか

本学の教育活動に関する情報公開は、高校生や保護者に対し、入学案内や本学ホームページ、広報媒体誌などで公開している。平成 25 年度は SNS 等も使用し、卒業生や業界関係者にも公開している。

教育活動に関する総合評価に関しては、自己点検評価にて実施しているが、平成 25 年 12 月に公開し、情報提供すべき資料は公開している。また、平成 26 年 1 月には第三者評価機関である「私立専門学校等評価研究機構」への正会員になり、自己点検評価だけではなく、第三者評価を受ける事も視野に入れて情報公開の準備をしている。文科省主導の「高等教育修学支援新制度」についても、公開が求められている資料についてはホームページで公開をしている。

また、平成 30 年から現在に至るまで、各種 SNS を利用し、学校の情報を毎日発信している。

2-12 情報システム化による業務効率化は図られているか

情報システムに関しては、カリキュラムや成績・出席情報を管理する教務システム、学生募集から在校生の学費など学生管理を目的とする総務システム、そして給与・財務システムの 3 系統で構成され、学校運営の効率化を図っている。多様化する社会・業界のニーズに応えるカリキュラムは年々増加する傾向にあり、システムへの統合が可能な事が判明し、次年度以降、教務システム及び総務システムの管理が一元化される方向で調整している。

総務システムに関してクラウドシステムを採用している為、入学生・在学生・卒業生の管理が一元的に可能である。今後の予定としてシステムをカスタマイズし、より効率よく稼働させる為には、システムライセンス研修により多くの職員を参加させる必要があり、今年度導入した教務システムとの連動性を整備していく予定である。また課題として、システム面は新しくなっているが、各端末の経年劣化は進んでいる為、平成 26 年度では、職員室および事務や経理など端末の買い替えを実施した。

平成 30 年度に至るまで、教育用および管理用パソコンの買い替えは計画的に実施され、来年度にウィンドウズ端末の OS が一部サポートを終了するにあたり、新しい OS への移行を実施した。パソコンやネットワークについても最新のスペックを持つパソコン、タブレットへの切り替えを実施し、遠隔授業などにも幅広く対応が出来ている。令和 3 年度においては、新しい学生管理システム導入をした。

以前のシステムに比べ、在校生の成績や出席管理が容易であり、クラウドから入学者のデータ移行もスムーズであることから、打ち間違いなどの人為的なミスを大幅に無くすることが出来た。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
2-5	目的等に沿った運営方針は定められているか	④	3	2	1
2-6	運営方針に沿った事業計画が定められているか	④	3	2	1
2-7	運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか	④	3	2	1
2-8	人事、給与等に関する規定等は整備されているか	④	3	2	1

2-9	教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	④	3	2	1
2-10	業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	4	③	2	1
2-11	教育活動に関する情報公開が適切になされているか	④	3	2	1
2-12	情報システム化による業務効率化は図られているか	④	3	2	1

① 課題

- ・運営方針の策定規定は整備する必要がある。
- ・令和3年に導入している学生管理システムの運用についても、さらに精査しつつ一層の効率化を進める。

③ 今後の改善方策及び計画

- ・所轄省庁の管理マニュアルに即して運営方針や事業計画の精度や実行する為の人員の養成は、今後も怠る事なく遂行していく。
- ・オンライン授業による教育効果の向上を図るため、システムの見直しと、新たなコンテンツの検討を行う。

③ 特記事項

特になし

基準3 教育活動

3-13 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか

本学の教育課程の編成は、全て校訓や教育方針に基づいて編成されており、理容学科、美容学科など国家資格をその殆どの基盤と考えている。しかし近年、本分野は理容師・美容師という職業から時代のニーズにより派生した様々な職種が存在する。エステ・ネイル・メイク・マツエクに関わる職種も細分化し、一つの職種として確立されている。本学では、その職種に必要な技術や資格を体系的に各学科のカリキュラムに加え、学生が選択して選べるカリキュラムの実現を図り、各職種で活躍できる実践力を養成している。本学が課程として設ける基準は全て建学の精神及び教育方針に基づいているが、その職業分野の業界成熟度に応じて業界のニーズに対応できる編成を行っている。業界成熟度とは本学が技術・資格・就業・法律などの様々な尺度により判断し、雇用状況や就業後の育成システムがしっかりと確立されているか否かなど業界の発展性も含め、多角的に分析を行っている。

3-14 教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか

各学科の教育目標や育成人物像は、本学の建学の精神、教育方針に集約される。ただし、業界のニーズや新たな職種が活発に生まれる本分野では、求める育成人物像に差異が生じないように、毎年必ず就職担当スタッフが企業訪問を行い、その報告をもとに各学科の運営方針に活かして。また本学の建学の精神に「世界的な視野から創造力を学び」とあるように昼間課程の全ての学科で海外研修が必修で行われている。

これらは毎年更新される学校紹介パンフレットでも表記されており、入学希望者および保護者へ周知している。また、それぞれの学科の修業年限に合わせて、総授業時間数や、カリキュラムのバランスを考慮し、反映させている。

コロナの影響により理美容学科昼間部の海外の研修はやむなく中止となっていたが、本年度は実施する事が出来た。また、トータルビューティション科に於いては希望制ではあるが2年次に韓国研修を計画している。実施した研修に於いては卒業後の学生アンケートからも満足度が高かった事が確認できた。

本学ではトータルビューティション科以外の全ての学科で、卒業前に国家試験を受験する為、国家試験偏重型のカリキュラムになり過ぎないように、業界のニーズを毎年考慮し、入学時に学生全員に渡す「学生心得」で到達レベルなどを周知している。また、総合的教育計画、個々の実習記録、シラバスにより、到達目標が明確になっているが、昨年ほどではないがコロナの影響でカリキュラムの実施時期を変更する場面があった。昨年同様ハイブリッド授業を実施して対応しているが、学力・技術力の差が大きく浮き出ており、夏季10日間、冬季6日間、春季8日間の補習授業を行い何とか到達レベルに達した状況である。

3-15 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか

本学の各学科におけるカリキュラムは、各学科の学生が定める目標に到達できるよう時間数を定め、各学科でその特色が出る体系的なカリキュラム編成になっている。3-14でも述べたようにトータルビューティション科以外の学科については、卒業する前に国家試験を受験する為、国家試験偏重になり易いカリキュラムを一般教養の授業と専門授業とをバランス良く編成し、同分野に就職した際、社会人として即戦力になれるカリキュラム編成になっている。今年度はコロナが第5類へと移行したことで代替授業の対応をすることなく、カリキュラム順位は予定通りに進められなかったものもあるが、各シラバスの目標は達成している。

3-16 キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか

本学の分野は、関連分野の企業・団体が行う実践的実習が法律で定められた法定授業が存在する為、産学連携などの実践的職業教育が行い易い特徴を持っている。そういった特徴から以前から企業や業界団体に所属する講師が授業を実施している。

キャリア教育には、技術や資格だけでなく社会人に必要な素養が必要不可欠であり、カリキュラムにその要素を導入している。

今年度も全学科において予定通りの時間数で実務実習を実施することが出来た。また、環境教育もシラバス通りに実施する事が出来た。日程の変更はあったが、多くの企業の協力により、理容室、美容室、アイサロン、ネイルサロン、エステサロン、化粧品メーカーから就職に向けたて沢山の学ぶ機会を得ることが出来た。

3-17 関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか

本学では従来から毎年、同一企業や業界団体の方が講師として担当する際、昨年度実施した内容に加えて、様々な意見を取り入れ、次年度に反映させている。カリキュラムの見直しも含め、月例で行われる学校運営会議に定期的に次年度の方針を話し合わせ、校長の指示のもと、各学科長が責任者として行っている。

今年度も「教育課程編成委員会」で頂いた意見をもとに、理容学科に於いては、コンテストに向けた技術力・人間力のスキルアップを図ったことで、東京大会で優勝、敢闘賞、学生技術大会関東予選で敢闘賞に輝いた。また、シェービングエステの知識と技術向上、メンズの美意識の変化等を授業に取り入れた。美容学科に於いては、変化する化粧品に対応すべく化粧品知識検定の資格取得、まつ毛エクステンションからさらに幅を広げアイブロー、アイラッシュリフト等を専門科目取り入れた。トータルビューティション科に於いては、1年次という事もあり、光脱毛、化粧品等知識の習得に努め、職業理解の為に化粧品販売やネイルサロン、エステサロン、アイサロンの企業から講義を受けた。また、2年次に向けて韓国美容事情や美容整形、最新の美容医療に向けてカリキュラムを煮詰めている。

今年度の業界で活躍する卒業生や企業の方々の授業は、講話・実技デモンストレーション、実習を対面型で実施する事が出来た。

3-18 関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか

本学の各学科で実施されている産学連携における実践的職業教育実習は以下の通りである。

学科名	位置付け	具体的実習例
理容学科	即戦力となるプロフェッショナルな理容師（認定エステティシャン含む）として活躍する為、現役の理容師の技術・思考に触れさせ、理容師の活躍出来るフィールド及び可能性をイメージさせる目的。	① 総合技術…現役理容師から技術を学ぶ実習。 ② 実務実習…1回・2月に60時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。 ③ 講演会…卒業生を中心に活躍する理容師による技術講演。 総合学習…現役理容師から、接客や、理容師としての思考を学ぶ実習。 校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり実施される全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。
美容学科	即戦力となる美のプロデューサーとして活躍する為、ヘア・メイク・ネイル・まつ毛エクステなど様々なステージで活躍する美容師の可能性をイメージさせる目的。	① 総合技術…現役美容師から技術を学ぶ実習。 ② 総合学習…現役美容師から接客・美容師としての思考を学ぶ実習。 ③ 講演会…卒業生を中心に活躍する美容師による技術講演。 ④ 校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり実施される全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ⑤ 特殊メイク…連携企業から舞台・映画等で使用される技法を学ぶ実習。 実務実習…1回・2月に60時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。

美容学科 トライチェンジコース	即戦力となる美のプロデューサーとして活躍する為、ヘア・メイク・ネイル・まつ毛エクステなど様々なステージで活躍する美容師の可能性をイメージさせる目的。	① 総合技術…現役美容師から技術を学ぶ実習。 ② 総合学習…現役美容師から接客・美容師としての思考を学ぶ実習。 ③ 講演会…卒業生を中心に活躍する美容師による技術講演。 ④ 校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり実施される全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ⑤ 特殊メイク…連携企業から舞台・映画等で使用される技法を学ぶ実習。 ⑥ 実務実習…1回(2月)に40時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。
トータルビューティション科	即戦力となるトータルビューティション(エステ・メイク・ネイル等)として活躍する為、接客技術やビジネス教育、専門知識を習得する目的。	① 接客マナー…現役のマナー講師が行うロールプレイング方式の実習。 ② 講演会…様々な部門で活躍する技術者の講演。 ③ 校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり実施される全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ④ 実習(各種)…認定試験合格に向けた技術実習、その他(フェイシャル・ボディ、レーザー脱毛など)実務実習…1回(3月)に10時間インターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。
テクニカルスタイリスト科 ダブルライセンスコース ※	31年度より通信課程(平成30年10月入学)を併修する事で1年間の在学期間中にWライセンスを取得する事が可能になり、理美容界両分野の専門知識や高度な技術を習得する目的。	①接客マナー…現役のマナー講師が行うロールプレイング方式の実習。 ②校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり、全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ③実習(各種)…現役トップ理・美容師による技術実習。(カットやパーマ・カラーリングなど) ④実務実習…1回(8月)に30時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。

※テクニカルスタイリスト科については、より実践的なカリキュラムで構成されている為、企業連携した実習が多い。その為、主な連携実習のみ記載。

※テクニカルスタイリスト科アーティストコースは理容学科及び美容学科を卒業した者が進学する専攻科である為、授業内容もより実践的なカリキュラム編成であり、その殆どが企業連携された授業となっている。

以上が今年度実施した実践的職業教育であるが、実施した授業評価を基に、実務化教員の授業の充実をはかり、更に育成人物像に近づけるカリキュラムを構築していく。

3-19 授業評価の実施・評価体制はあるか

今年度も、学科長・主任による授業評価を実施した。新任の教員も授業仕組みに対する理解を深めており、授業技術を駆使している。学生がハイブリッドの授業に対する適応力を身につけてきたこともあり、教員のクラスマネージメント能力を構成するスキルも向上している。

学生の到達状況を把握はしているが、個別の理解を深め、目標達成に向けて早めに対応する能力が要される。

3-20 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか

職業教育に対する外部関係者からの評価としては、職業教育で実践的に行っている授業の成果を発表する様々なコンテストなどで頂く評価が同意と認識している。本学では校内技術コンテストを年1回開催し、学

年関係なく全学科・全校生徒が様々な部門でエントリーする成果発表の場で、審査員として第一線で活躍する有名トップスタイリストをお招きして審査をして頂いている。またコンテスト終了後、本学の取り組みについて貴重なご意見を頂戴している。全校生徒が参加する成果発表の場として、もう一つは「KUBOTA ヘアショー」というショーを開催している。そこには保護者や高校生、業界関係者をお招きして、毎年アンケートを実施している。叱咤激励の含まれたアンケート内容もまた、今後の本学の職業教育の方向性を定める上でも貴重なご意見として賜っている。

令和5年度に外部関係者からの評価を頂いた行事は以下の通りである。

- (1) カット専科コンテスト(年1回)
- (2) 着付け専科コンテスト(年1回)
- (3) KUBOTA ヘアショー(年1回)
- (4) 校内技術コンテスト(年1回開催)

また「学校関係者評価委員会」を設置し、学校関係者らによる自己点検結果への外部評価も取り入れている。更に、実務実習における各サロン様からも評価を頂き、教職員間で共有している。

3-21 成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか

成績評価、進級・卒業判定基準に関しては、本学「学則」にしっかりと明記されており、各学生に入学後配布される「学生心得」でも周知される。本学カリキュラムは実習授業および座学授業で前期・後記で試験を設けており、座学授業は明確な点数基準、実技においても点数基準を設け、技術到達レベルやそこに必要な学習時間を明確にしている。年度末には理事長、校長、事務長、各部課長、学科長、学年主任による、「進級判定会議」・「卒業判定会議」を実施し、決定している。卒業判定基準においては、その様式や基準、判定方法に至るまで厳格に定められており、平成21年には「卒業判定基準に係る要件」として厚生労働省に提出している。

更に、各学科の授業科目の履修等に関する規則をもとにシラバスを精査し、各科目の評価基準をより明確に示している。シラバスはHPにて閲覧方法を公開し、成績評価基準等、学生への周知も適切に出来ていると判断している。

3-22 資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか

資格取得に関する指導体制においては、カリキュラム内に内包されており、国家資格に関しては卒業が受験資格となっているが、長年蓄積されたノウハウにより万全の体制になっている。理容学科・美容学科・美容学科トライチェンジコース、テクニカルスタイリスト科Wライセンスコースは在学中にそれぞれ国家試験を受験する学科であり、本学は理容師・美容師国家資格を受験する為の所轄省庁である厚生労働大臣指定の養成施設である。その為、基本的なカリキュラム編成が法定授業により大半が構成されており、資格取得についての指導体制・方法は開校以来、長年に渡り研鑽し続けている。近年、国家資格以外のその他の資格に関しても、授業内で取得出来る体制（理容科・認定エステティシャン、美容科・日本眉目美容協会認定3級取得など）を敷きつつ、本学では専科と呼ばれる課外授業でさらに上位資格（留袖認定、ジェルネイル初級など）・技術を取得する目的の講座を9コース設けている。

昨年度からは美容学科の選択授業前期のネイルコース、スタイリストコースに加え、メイクアップに関する更なる知識・技術を身につける為、ビューティアドバイザーコースを増設し、日本化粧品検定、JMA知識検定の取得が可能となった。ネイル、メイクアップの両方の資格を希望する学生には放課後にネイル授業を実施し、資格を取得させている。後期の5コースを含め、資格指導体制は学校紹介パンフレットや本学ホームページにて学科別に取得資格を掲載し、周知している。

トータルビューティション科に於いては、トータルビューティに関する上級資格を取得する為に策をこらしている。資格によっては不合格となった際のフォローとして2年間で2回受験出来る様、配慮している。

3-23 人材育成目標も達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか

本分野では理容師法・美容師法に則り、所轄省が定めた理容師美容師養成施行規則で決められた資格を有する人材を確保している。各教科により専門性の高い資格保有者で、且つ実務経験が厳しく規定されている為、その規定に基づいた人材確保は年々、難しくなっている。また本学における教員採用は資格保有している者でも社会人として汎用性を備えている教員の採用も条件項目となる為、冒頭の重点的項目にも挙げているように教員育成に注力している。

教員育成の体制としては新任教員研修カリキュラムを設け、項目ごとにチェックテストを実施している。校内・校外 OJT の実施、さらに専修学校教員の資格として東京都専修学校各種学校協会が主催する教員研修及び、日本理容師美容師教育センター主催の教員資格認定研修会なども受講させている。担任教員となる為に必要な素養育成もまた本学では資格保有と同等に重視して実施している。

教員資格として規定された実務経験を有している場合でも、国家試験必修科目に関しては、所轄省が指定する教員研修（上記に記載）を修了しなければならないことやエステ、ネイル、メイク等特化した専門知識と技術を持ち合わせた教員の必要性から、近年においては教員の採用、育成は本学でも注視すべき問題であり、今後も引き続き強化を検討している。従って、本分野は教員採用においては、上記した規定により、その殆どで新卒採用は行えないのが現状である。本学では、教員の殆どが常勤・専任であり、一部の専門性の高い教科においては非常勤教員や教員に所轄庁の定められた研修を受講させている。ただし、本学の取り組みとして、可能な限り常勤・専任教員の比率を増やす方向で採用を推進している。職員は全て正規職員採用である。これは非正規職員の比率が上がると、本学の理念や教育目標が伝わり難い学園になる事を避ける為である。教育現場の基本は、学生と接する事である為、本学では可能な限り正規採用を続けていく方針である。

令和 5 年度は、4 名の専門分野に特化した教員の補充が出来たが、3 名の教員が退職した。

3-24 関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか

本学では教員を確保するマネジメントが具体的に行われているとは言い難い。兼任教員については、業界やその他の関連する企業から紹介などで確保しているが、本務・常勤教員となると様々な資格・条件をクリアしなければならない、卒業生や一般の公募で募る事しか出来ないのが現状であり、以前からの課題でもある。教員募集については随時本学ホームページに募集内容を掲載している。採用を困難とさせているのは、まず専門学校の教員、特に本学分野における教員の仕事や教員になる為の要件など、世間一般に周知されていない職業という認識が大きいと感じている。また、理美容専門学校の教員認定を取得してすぐに他校へと転職した教員がいた為、転職活動が盛んとなっている状況の中では、資格取得だけの為に入職する者への対応も今後の課題となっている。重点項目の 3 にも挙げたように 3-23 と関連してくる内容の為、今後も具体的なマネジメントの方法を検討していく方針である。

3-25 関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取り組みがおこなわれているか

本学では、教員研修の中で新技術・知識研修を実施している。常に技術の進歩が顕著な同業界では、常に新しい技術研修が行われ、本学の教員にも新しい技術・知識の習得を積極的に促している。本学では、教職員研修計画を毎年度作成しているが、その計画以外の研修の参加の可否についても、各学科長で検討し、必要性を感じた場合、研修参加願いを校長・理事長に提出する。研修に参加した後は参加教員全員が報告書を上長に提出し、報告する。全体に関わる研修内容であれば、月例で実施している教職員全体会議「定例会」にてその研修内容を報告し、教職員全体に共有化を図っている。

研修には、大きく分けて、関連分野の知識・技術の向上を目的とする教員研修と全体の教職員の指導力・

資質向上を目的とした教職員研修に分けている。基本的にこれらの研修を受け、各教職員間で勉強会などを個別に実施している。令和 5 年度の実績は以下の通りである。

(1) 教員を対象とした校内 OJT・校外 Off-JT の参加 (校内 5 回・校外 14 回)

- ① 国家試験課題研修 (令和 5 度・理 1 回実施、美 4 回実施)
- ② 東京地区理容師美容師養成施設教職員研修会 研修→1 回
- ③ 東京都専修学校各種学校協会研修会 → 1 回
- ④ 東京都産業教育振興会 産学交流会 → 2 回
- ⑤ 業界団体による講演セミナー他(BWJ、ネイル EXP) → 2 回
- ⑥ 新人教員研修(授業の仕組み)
- ⑦ 業界団体によるコンテストへの審査員派遣 → 1 回
- ⑧ いま求められる退学防止セミナー
- ⑨ 養成施設協議会 即戦力セミナー
- ⑩ 日本化粧品検定 概要
- ⑪ 韓国ヘアメイクセミナー
- ⑫ フラッシュラッシュセミナー
- ⑬ さすまたセミナー

(2) 技術・資格研修

- ① 理容師美容師養成施設教員資格研修会 (美容技術)
- ② 教員授業力向上勉強会 (7 回)

今年度は、昨年度と比べ、多くのセミナー等受講が出来た。

次年度以降も引き続き、技術や知識の研修は継続的に計画・実施していく。

3-26 職員の能力開発の為に研修等が行われているか

職員における能力開発の為に研修・令和 5 年度は、広報では「多摩高進入学試報告会」に出席し、高校の進路指導教員から高校生の就職活動の現況や、高校から専門学校に求める取組など学生目線の進路に対する考えを学び共有した。また、東京都産業教育振興会が主催する懇談会にも出席し、他校の特徴ある教育活動を視察し、会員校及び教育庁都立学校教育部を交え専門学校の現状と課題について意見交換を行うことで、専門学校教育に関する理解を深めた。この他に「日本学生支援機構奨学金 事務手続き」に関する連絡協議会も担当者が参加し、複雑化する事務手続きを明確にし、事務スキルを向上させた。事務職員全員では教員と合同で野方警察署を招いた「さすまたセミナー」を受講し学生の安全確保におけるスキルアップを実施した。

	評価項目	適切…4 2	ほぼ適切…3	やや不適切… 不適切…1
3-13	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか	④	3	2 1
3-14	教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	④	3	2 1
3-15	学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	④	3	2 1
3-16	キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	④	3	2 1
3-17	関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	4	③	2 1

3-18	関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか	④	3	2	1
3-19	授業評価の実施・評価体制はあるか	④	3	2	1
3-20	職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	④	3	2	1
3-21	成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか	④	3	2	1
3-22	資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか	④	3	2	1
3-23	人材育成目標を達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか	4	③	2	1
3-24	関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか	4	③	2	1
3-25	関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取組がおこなわれているか	④	3	2	1
3-26	職員の能力開発の為の研修等が行われているか	④	3	2	1

① 課題

- ・トータルビューティシャン科は本年度より1年生を迎えた為、カリキュラムの見直しには至っていないが、各資格試験の合格率などからカリキュラムの練り直しが要される。
- ・新しく設置した学科に於いては授業研究の時間が不十分だった為、外部講師に依頼する場面が多かった。
- ・コロナ以前のカリキュラムを実施することが出来たが、教員の指導力の差が生じていた。また、修得・向上の為の研修が不十分だった。

② 今後の改善方策及び計画

- ・学力や技術力の到達目標の達成や学習意欲等の差が生じている為、教員の評価力を高め、合理的に学力や技術力を向上させる教師力を習得する。
- ・各資格の合格率を上げる為に、それぞれに特化した教員の確保に努め、敏感に情報収集に努め、カリキュラム内容の改善に努める。
- ・コロナの影響で計画的な研修が実施できていなかった期間が続いたが、様々な方面での講習やセミナーなど職員の能力開発に関する機会は多くなっている為、積極的に参加の機会を増やす。

② 特記事項

- ・本年度の学生は高校時代にコロナの影響を受けており、基本的な生活規範や校則に沿った行動にも大きな差が生じている。生徒時代のどの場面でコロナの影響を受けたかを教員間で共有し、社会人として不足している事柄を個々に見極め、個別指導の必要性がはっきりと課題として捉えられている。

基準4 教育成果

4-27 就職率の向上が図られているか

本学では、実践的職業教育と並んで就職を重視している。本学では、卒業要件を満たした学生を卒業させ、資格を取得させる事だけを目標とせず、最終的には本分野で卒業後に一生涯、活躍する事を目標としている。創立以来、その目標は変わらず、就職希望者における内定率は学校全体で100%を達成している。昨年に引き続きダブルライセンス取得に対し関心が高く、内部進学を希望する者も多い。キャリアサポート課では、こう

した就職希望、進学希望者共に面談を実施し、その将来性についてアドバイスを行っている。

本年度においても、キャリアサポート課を中心に就職支援に取り組んでいるが、クラス担任、学年主任も個人面談を繰り返し、就職支援に取り組んでいる。学生の入学後、1年次より業界理解・モチベーションアップの一環として、年間行事に組込まれた企業や卒業生による多くの意識づけプログラムを受講させた。学内もしくは学外の業界セミナーにも参加を促し、就職準備を行っている。例年続けている、1年後期に実施する実務実習により、目指すべき業界で働くということの理解、すなわち社会人適正と就職に向けての意識は確実に高められている。就職採用試験が本格化する2年次には、企業を呼んだ学内企業説明会を実施した。就職支援としての個別相談は授業時間外にいつでも相談できる体制を整えている。面談記録となる学生カルテに関しては、ペーパーレス化を図る為、電子化して利用している。情報は共有を行うことで、対応の遅延を減らし、聞きたいことを聴きたいときに聞ける環境を整えている。オンラインツールについては、現地に行くことがなく、参加ハードルが低い為、引き続き利用する学生、企業も多い。また、明確に就職目標達成の時期を定め就職率は教職員全員が把握できるように月例の全体会等でその都度報告されている。毎年入学生の動向調査を定期的に行われその傾向により就職支援のイベントは開催時期を工夫し、実施回数についてはその時期の内定率を見て決定し全ての学生が就職の機会を逃すことのないよう努めている。

理容・美容分野への就職を第一優先に、実務実習をはじめとする職業教育プログラムの成果もあり、分野外の就職低減に繋がっている。また、安定した求人率を維持するために企業と、求人に関する情報交換も続けている。その結果は学生課から求人票及びレポートとして教職員全体に周知され就職支援に役立てられている。業界において働き方が多様化する中、学生の就職に対する希望についても様々である。休日休暇の条件や、自社アカデミーの有無など教育に関する希望も多く、昨今の経済的背景から「引越し支援」などを希望する者も一定数いた。本年も美容学科において「アイラッシュサロン」希望者が多く、学科内における就職希望者の2割弱の者がアイラッシュサロンへ就職をした。

引き続き、離職率低減のため、新卒での入社となる一社目の就職先選びの重要性を担任と学生課で共有し離職のない就職先選びを指導している。積極的な就職活動を実現させるため、学生の卒業後のビジョンを明確にすることが重要であり、目的に合わせたセルフプロモーションも大切となる。現代のツールとしてSNSの利用も重要となることから、こうしたものの投稿なども学生へ呼びかけや、Instagramのフォロワー数が多く、業界からも注目を集めるサロンを招き、効果的なSNSの利用について講習を行った。

日々の活動の積み重ねが、採用試験においてより競り負けない自分づくりに繋がる為、セルフプロモーションの意識づけを続け、希望を叶える就職指導の実現に向け取り組んだ。

4-28 資格取得率の向上が図られているか

資格取得の支援として、本学では国家資格である理容師・美容師取得を基盤に実践的カリキュラムを構築しているが、その他にメイク・ネイル・エステ・まつ毛エクステンション・着付け・色彩など多岐に渡る関連資格の他、一般常識の範疇でもある秘書検定などの検定・資格を在学中に取得できる体制を整えている。国家試験に関しては全国の養成施設別に合格率が毎回公表されるため、指標としては把握し易い。また国家試験以外の通常授業内で取得できる検定試験の他、難易度の高い上級資格を取得する為に、本学では専科と呼ばれる完全選択制の講座を開催し、主に資格取得を目的とした内容で指導している。その為、合格率も安定している。毎年の結果を確認し、合格率が低い場合は再度指導内容の見直しや教員指導を行い、アダプティラーニングに準じた対策に取り組んでいる。

今年度も理美容学科の国家試験合格率、認定エステ試験の合格率に於いては、昨年と同様の対策を実施

し、昨年同様の良い結果を出すことが出来た。しかし、新設したトータルビューティション科に於いては、初めての資格に向けた対策授業や取得に有効的な授業タイミングが図れなかったことなどの影響により目標とした合格率には届かず苦戦した。

4-29 退学率の低減が図られているか

今年度も昨年同様、退学率を軽減することが出来なかった。退学者の内、体調不良等から欠席が続き精神的に不登校となったものが 59%、進路活動が不十分で進路変更となったものが 20%となっている。昨年と同様に、欠席が続き保護者も本人と連絡が取れず、教員と三者面談する事に及ばず、除籍となるケースも少数だがあった。モチベーションアップを図る事を目的とした面談も実施され立ち直る学生もしばしば見受けられた。また、学生の退学危機を察知した場合、迅速に担任と役職者に於き、管理者で共有し未然に防いだ数も多くある。コミュニケーション不足から、学習意欲低下につながるケースもある為、個別の指導と教員の細やかな観察力が要される。

4-30 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

卒業生の評価に関しては、75 年以上の歴史の中で輩出された卒業生が理容・美容分野の中の様々な職種で活躍している。卒業生の中には技術者としてだけでなく、経営者や、ウィッグメーカーなどの美容関連企業として業界に貢献している者も多く、関係諸団体の代表やグループリーダーとして概ね高い評価を得ている。活躍している卒業生については、学校紹介のパンフレットに掲載し、学校での取材毎にホームページや SNS でも配信し在校生や卒業生はもとより、入学を検討している者へも周知している。尚、情報は定期的に更新し、最新の情報発信に努めている。企業に記入を依頼している在籍者一覧や、SNS を通し卒業生の動向調査を行っている。1 年次における実務実習については、視察訪問も行っている為、卒業生の動向調査としての良い機会にもなっている。今後も、多くの卒業生を把握する方法を模索し、動向調査については拡大していく方針である。

在校生に関しては、在学中より高度な技術に触れる機会を多く作る為、積極的に企業と連携し、校内技術コンテストや外部団体のコンテストへの参加を促している。各学科において実施する実務実習では、学内では触れることが出来ない実践力を養い、企業からのフィードバックを具体的な課題として取り上げ教育活動に活かしている。こうした取り組みを就職企業からは挨拶や傾聴姿勢・人間性など、社会人として必要な素養の部分で概ね高い評価を得ている。

4-31 卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか

卒業生のキャリア形成については同窓会組織を通じての一斉アンケート調査や、サロンへの在籍卒業生の調査票等で活用している。コロナ禍実務実習時の教職員による視察訪問についても、企業からキャリア形成についてのお話を伺う機会となっている。活動で集積した卒業生のキャリア形成などは現在の在校生に対し情報公開しモチベーション向上のキャリアモデルとして活用をしている他、これから業界を目指す志望者に対し、業界での活躍の一例として HP や学校案内に掲載をしている。今後は、企業訪問において、卒業生に対し現在の業界の状況や満足度、在学時代の良い点、悪い点などに加え、これからの業界で求められる 取り組むべき内容についてより多角的に調査し、教育活動に反映したいと考えている。独立やシェアサロンで個人事業主となるケース、企業の幹部としてキャリア形成するケースなど、様々な事例を卒業生の協力のもと、把握し、在校生に伝えることで進路活動のモチベーション向上に繋げている。

	評価項目	適切…4 2 不適切…1	ほぼ適切…3	やや不適切…	
4-27	就職率の向上が図られているか	④	3	2	1
4-28	資格取得率の向上が図られているか	4	③	2	1
4-29	退学率の低減が図られているか	④	3	2	1
4-30	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	4	③	2	1
4-31	卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・就職に関しては、キャリアサポート課と学年担当教員が情報を共有しながら指導している。その為、共有を円滑に行う為の方法を今後も検討していく。
- ・引き続き W ライセンスを取得に関心を持つ学生が増加傾向にある為、ダブルライセンスのメリットの共有を行う。
- ・企業比較が足りていない学生が増加している傾向である。離職率低減の為にも次年度の課題にしたい。
- ・コロナ禍同様に、精神的な理由から退学に繋がるケースが増加している。コミュニケーションを取りやすい環境づくりと、徹底したフォローアップを行う。
- ・次年度以降は、企業訪問での調査を実施することが課題となる。

② 今後の改善方策及び計画

- ・引き続き離職率についても調査し、求人企業に対し、雇用体制の調査なども引き続き集計する取組みを実施する。
- ・資格試験に向けた対策授業の強化と共有の為の研修を増やしていく。
- ・学生のモチベーションの状態を教員がしっかり把握し、個々の対応に努める。
- ・卒業生のキャリア形成については、在学時により深い信頼関係を築き、卒業後も情報を提供し合える関係の構築に努める必要がある。また、SNS で積極的にコミュニケーション取り関係性を築いていく。
- ・学生の将来のビジョンを教員間で共有させ、教員が学生の未来像を確りとイメージし、教育することを研修に於いて習熟させていく。

③ 特記事項

- ・本学では、就職率と同様に卒業生の離職率についても同等の対策を打たなくてはならないと考えており、自己点検項目にはないが、今後も離職率の低減に対する取組みを続けていく。理容室や美容室との密なる連携が必要である為、情報共有を実践し、卒業生のフォローアップを実践する。奨学金は、その返還について社会問題にもなっている為、返還に関する救済制度についても情報共有を行い、奨学金の返還が直接離職に繋がることの無いよう取り組んでいく。また、年で変わる学生の傾向についても、情報提供を行い、離職低減に繋げていく。

基準 5 学生支援

5-32 進路・就職に関する支援体制は整備されているか

就職支援においては、学生課内にキャリアサポート課を設置し、学生と担任、キャリアサポート課で連携し、就職支援を行う。入学当初から個別相談が可能で、授業時間外ならいつでも相談員に相談出来る体制を整えている。また取組みとして、キャリアサポート課が主体となり、1 年次より就職にむけた意識付けの一環で、職業理解も加味された卒業生の在校生に対する、職業講話や、平均的な美容室の労働条件、社会保険や年金に関する講話をプログラムに取り入れている。

履歴書指導や模擬面接はもちろん、就職試験での傾向と対策を個別対応で行い、一人一人に合わせた就職指導を心掛けている。在校生にはそれぞれ個別相談カルテが作成される他、面談の記録についてはキャリアサポート課で使用する Ipad 等端末に記録されている為、複数人で1人の学生を指導することもある。またこの情報は、キャリアサポート課だけでなく、担任や学年主任にも周知される。また、引き続きオンラインでの説明会などを実施する企業もあることから、図書室でオンラインに対応出来るように環境を整えている。就職先を紹介するにあたり、引き続き企業の体力や離職状況などの情報が重要である為、企業訪問が難しい状況でもある為、積極的に企業との情報収集を行っている。

5-33 学生相談に関する体制は整備されているか

学生相談に関しては、就職支援とは別に学生生活において、様々な問題を抱えている学生達に相談して貰えるような体制作りを行っている。教職員一丸となって対応出来るよう学生個人の状況を把握する為、他部署に渡り連絡を密にしている。学生と教職員の距離をいかに近く保つかの対策は、部課別の会議でも度々議題となっている。出席状況や遅刻などが多い学生に対しては、早めの対応を行い、クラスの中での学生の情報を担任が中心となり集め、家庭環境や交友関係、学外での状況などを把握する対策を行なっている。この情報はキャリアサポート課にも共有され、就職相談及び指導時にも活用される。また遅刻が多くなった学生は生活指導も含めて、担任、学科長、校長などが個別面談を行い、校内カウンセリングを多く実施している。さらに欠席が多い学生に対しては、保護者に連絡し、現在の状況を知らせ、必要があれば来校して頂くよう徹底している。遅刻欠席などの出席状況と成績は、奨学金の継続条件と直結するため、その担当とも共有し、必要であれば学生を個別で面談し指導している。近年、精神的に不安定な学生も多く、学生1人1人に対してのきめ細やかな対応は必須となっており、学習意欲などのモチベーションが保てるようサポート授業など支援を強化している。また本学の特色である学生寮に入寮している学生達に対しても生活面も含め、都度、アンケートを実施している。

5-34 学生の健康管理を担う組織体制はあるか

健康管理に関しては、学校保健安全法に基づく健康診断を毎年6月に実施している。健康診断にて再検査や要精密検査の結果が出た学生に対しては、校医がいる病院で2次検査を受けさせるように徹底している。再検査の結果も学校に報告して貰い、在学中の健康管理を実施している。

また新型コロナウイルスの経験から、引き続き出入り口をはじめ各教室に手指消毒用のアルコールを設置した。また、エレベーターのボタンや、手すり、ドアノブなど見落としやすい汚染部位は定期的に消毒をすることを継続し、驚異レベルが下がった現在も感染防止の最小限の取り組みを継続している。

学園内においては保健室を設置、授業中に具合が悪くなった学生や実習中に怪我をした学生に対して、応急処置を行う体制になっている。これらは学生に対する教職員マニュアルで定められており、本学の教育の特色上、鉋などの刃物で手を切る怪我が一番多い為、教員を始め、職員も迅速に応急処置が出来るようになっている。本分野は衛生分野である為、授業の中で感染症や人体、皮膚に関する衛生管理の知識、消毒に関する知識は全学科で必修となっている。さらに本学では、学園運営の寮がある為、舎監が同じ寮に寝泊まりしている。寮生の健康管理も舎監マニュアルに定められており、体調の優れない学生には病院まで付き添い24時間体制で対応している他、警戒怠れない「集団感染」を引き起こす可能性がある症状が出た場合、一時的な部屋の移動を行い寮生の健康管理を行っている。学内にある食堂は通学生だけでなく、寮生の朝食・夕食を提供する為、栄養士のもと、栄養バランスの考えられた食事を提供し、学生の健康管理を担っている。

5-35 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか

経済的支援に関しては、本学独自の制度及び公的な制度、民間の制度を利用する経済的支援がある。これらは全て学校紹介パンフレットや本学ホームページにて入学検討者やその保護者に対し、紹介されているが、総務部の入学相談室に所属する職員が、入学前の窓口となり、オープンキャンパスや高等学校内ガイダンス、会場ガイダンスで必要に応じ説明紹介している。本学独自の制度として「窪田特別奨学基金」を平成22年より創設し、入学時または進級時に利用でき、入学手続金などの入学する前の進学費用として充当が可能となっている。この奨学基金は厳正な審査により採用者が決定し、適正に運用されている。

入学後の学生生活応援の一環で、特定の入試方法で入学した学生は、以下のような特典を選べる支援を実施している。

- 特典① 通学交通費の一部負担
- 特典② 入寮金の免除
- 特典③ 学生食堂の食券
- 特典④ 自転車駐輪場の定期代負担

また、昨今の経済事情を鑑み、平成22年に設置した美容学科トライチェンジコースは学生の自力進学を実現させる為の学科については、入学手続金が初期費用として必要なく、入学後に月々学費を分納して納める事が可能である。その他、各学生の事情により柔軟に対応している。

公的な制度として、日本学生支援機構奨学金制度、国民政策金融公庫の「国の教育ローン」、東京都育英資金を必要に応じて紹介している。民間の制度としては、各銀行が実施する「教育ローン」がある。

これらの各種奨学金を入学生が利用した場合、入学後、奨学金担当や各担任達に周知され、各学生の収支を見ながら、借り過ぎていないか等の収支管理を実施している。また在校生は経済的な事に対する個別の相談も行える体制を設けており、安定した学生生活が送れる様に本学も努めている。

現在の課題として、経済的に柔軟な対応が求められる状況に合わせて、支援体制を強化した事により、経済的事由の退学者は激減したものの、毎年若干の家計の急変などにおける経済的に困窮している者の対応と、奨学生の奨学金の管理が挙げられる。具体的には、借りすぎの防止と、就学費用以外の転用の防止である。「借りすぎ」については卒業後の経済的圧迫につながる為、適格認定時（年度毎の継続手続）に貸与金額の見直しについて説明をしている。また、転用については奨学金を取りまとめる団体からも問題として挙げられている為、奨学金の用途について説明を実施している。

経済的事由の退学者の対応については、在校生にアルバイトを斡旋する取組みを引き続き行っている。基本はアルバイトだが、学生の希望に応じて関連分野の就職先を在学中に紹介し、就職進学の形に切り替えた事例もある。平成30年度より本学園の女子学生寮を対象に寮費減免制度を実施している本減免制度は一定の家計所得を条件に、本学園が運営する学生寮を最大半額近くに減免するという制度である。これに加え本学は、高等教育における修学支援新制度の対象校ともなっている為、十分な支援体制を整えることが出来ていると自負している。

5-36 課外活動に対する支援体制は整備されているか

課外活動支援については、本学ではヘアショーである「KUBOTA HAIR SHOW」、江ノ島トレッキング、体育祭など学園行事に対し、クラス毎に選出されたクラス委員のもと、各クラスで自発的に取り組んでいる。

学校行事の開催様式にしても3密を避け実施が出来るよう取り組んだ。また、ヘアショーをはじめとした行事には実行委員を選出し、学生主導で行事に取り組む体制を敷いている。本学の規模ではサークルやクラブ活動が行えない為、学園行事が主な課外活動として位置づけられている。これら行事に対しては、毎年予算が組まれており、各教員担当者のもと、管理されている。行事毎に実施アンケートを取り、次年度に向けての改善点や後輩達が取り組み易い体制にする為、過去の実施アンケートは図書室で閲覧できるようにしている。

5-37 学生の生活環境への支援は行われているか

生活環境については、本学は学校敷地内に学園運営の学生寮を持つ学校で、東京へ上京進学してくる学生をサポートしている。創立以来からその姿勢は変わらず、全国各地に卒業生がいるのも学生寮を運営している事に起因する。これは社会経済のニーズに向けた学園作りの証でもあり、東京 23 区内では学園敷地内に寮を運営している学校は珍しく、本学の特色の一つと言える。関東近郊以外の高等学校の教諭からも本学の環境は学生が集中して学習出来る環境が整っていると概ね好評価を得ている。指定寮のように管理・運営も外部委託の寮が多い中、本学の寮の良さとして、学校生活と一体となった快適な生活が送れる様、施設が整備されている。現在、2 棟の女子寮を運営しており、約 70 名の学生が生活を送っている。全ての学生寮はオートロックが完備され、24 時間防犯カメラや舎監が駐在し、学校外での生活上でも病気・怪我が発生した場合、各学生寮の舎監が病院に付添うなどが定められているマニュアル「寮生規則」を備えている。また、入院が必要な病気をした際には保護者へ速やかに連絡を取るような体制にもなっている。この体制は、コロナウィルス感染症の対応にも応用され、現在の学生の安心に繋がっている。

舎監は総務部内に所属する本学の正規職員として各寮に配置されている為、細かい部分まで行き届いていると自負している。食事に関しては朝・夕と本学の学食「デリカ・マードレ」で食べる事ができ、栄養バランスの考えられた食事を食べる事ができる。ポストコロナとなる本年については、手指消毒用の学食の職員も総務部内の正規職員である。昼は通学生も含めて学食で食事を取る事ができ、パンなどは毎朝生地から作り、焼き立てのパンを提供している。本学の学生寮は、昼間課程・夜間課程の学生が生活しており、異なるサイクルで生活しているが、寮生についてはアルバイト先等も舎監が把握しており、生活の乱れが無い様、各学生の環境に合わせた各寮で在学中、快適で安心・安全な生活が送れるよう支援している。男子学生については提携寮や学生マンション、さらにアパートまで紹介する体制を整えている。

5-38 保護者とは適切に連携しているか

本学では保護者連携に積極的であり、入学前には保護者説明会、入学後も保護者会を定期的の実施し、学生が現在どのような学生生活の状況や就職活動などについて、学年により保護者会の内容変えている。また担任との個別面談も保護者会の都度実施している。

保護者と可能な限り連携を密にする取組みは、本学では以前より実施している事で、教員達の教育指導マニュアルや新任教員研修の中でも「保護者への対応」という項目で研修を実施している。保護者への連携の一例として、本学ではかなり長い期間に渡り、各期に保護者向けに在校生の成績通知書を送付している。出席状況や成績、奨学金をはじめとする重要な事務手続き、さらには学費未納などの学生においても保護者との連携は必須と考えており、来校を依頼するケースや保護者が多忙な場合家庭訪問を実施するケースもある。今後の課題として保護者会への参加人数増やす方法を検討中である。本学園では、5-37 でも触れたとおり、本年のような特殊な状況下においてもこうした取り組みは応用されるため、今後も保護者との連携がとれる関係づくりを構築していく

5-39 卒業生への支援体制はあるか

卒業生支援として、万が一、国家試験に不合格となった卒業生には無料の講習会を実施し、合格へのサポートは半永久的に受ける事が可能である。また再就職支援サポートも本学卒業生であれば、国家試験のサポートと同様に活用できる体制を整えている。具体的には、企業へのヒアリングに加え、本学のサロンに向けた求人票の用紙に一目で新卒募集または既卒募集がわかる項目を設置している。さらに既卒募集として届いた求人票については卒業生からの相談時すぐに閲覧できるよう副本を取り在校生のものとは別に保管をしている。既卒者の再就職に注目するサロンが増える中、ブランク有でも積極的に採用していただける企業など特徴ある中途採用については情報を共有し、卒業生からの就職相談に対応出来るようにしている。

業界で活躍する卒業生オーナーには、求人サポートも行っており、本学で行う校内企業説明会などに参加できる支援を行っている。本学では、卒業生が一生涯付き合える学校になる事を一つの目標としており、卒業生が来校し易い環境を整えている。

長期間 国家試験を受験しなかった者に対しての講習会や、国家試験願書提出のサポートを引き続き実施している。通知については、オンラインツールを活用して行っている他、エルモサ・Kを通して情報を受け取れない卒業生が出ないように努めている。独立や出店をした卒業生のサロンについては、個別に連絡を取りリクルートの協力を行っている。卒業生たちには HERMOSA・K 会報誌を介し現在の在校生が考えている内容のアンケート情報を提供し、お互いに情報を提供しあえる関係性を作っている。近年では奨学金の返還に関する情報発信をメールで行っていることに加え、LINE や Instagram を利用し幅広い卒業生に、様々な情報発信を行っている。

5-40 高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか

高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは、主な取組みについて記載する。本年の代表的な例であると、東京都私立堀越学園高等学校による、ライフデザインと言われる上級学校での継続的な授業や、全国の高等学校において単発で行われる、体験型授業と講義型授業を実施している。体験・講義型授業において本学が担当するコースは、理容・美容分野である。教員及び当該高等学校出身の本校学生と出席し、本校分野の技術であるヘアメイク・まつ毛エクステンションなどその年により実習内容は異なるが、体験実習を通じ、「人をきれいにする職業」についてのキャリア教育・職業教育である。も同様に本分野の様々な技術を通じてのキャリア教育・職業教育を実施している。ポストコロナとなる本年においては、直接高校へ伺って実施する対面形式が殆どであり、少数オンラインで実施という回があった。

また、本学は東京都産業教育振興会の会員校として、定期的な親睦会を通じ、現況の改善や、さらに質の高いキャリア教育・職業教育を実施すべく産学連携の観点より、教育現場が抱える課題についても会員校と共有している。

本項目には該当しないが、本学の所在する中野区にある中野区専門学校協会を通じ、中野区にある各専門学校と協力し、地域の中学校に対しても、キャリア教育・職業教育を実施している。近年では、このような活動が広がり、周辺地区の小学校や中学校からもキャリア教育・職業教育の依頼が届くまでになっている。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
5-32	進路・就職に関する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-33	学生相談に関する体制は整備されているか	④	3	2	1
5-34	学生の健康管理を担う組織体制はあるか	④	3	2	1
5-35	学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-36	課外活動に対する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-37	学生の生活環境への支援は行われているか	④	3	2	1
5-38	保護者とは適切に連携しているか	④	3	2	1

5-39	卒業生への支援体制はあるか	4	③	2	1
5-40	高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか	④	3	2	1

① 課題

- ・卒業生に対し、無料講習の周知などを積極的に行う。
- ・卒業して奨学金が返済できない学生が出てきている為、返還を救済する制度の周知し返還率を向上させる。

② 今後の改善方策及び計画

- ・引き続き、経済的問題にはより柔軟に対応していく体制を整えつつ、延納・分納に対し、正当な理由があるか否かの判断をするべく、学生とのコミュニケーションと、特に経済事情の根底となる保護者とのコミュニケーションを図りながら対応していく。
- ・卒業生に対し、主にエルモサ・Kを活用し、再就職支援や理美容業界復帰サポート、既卒者向け国家試験講習などの取組みをさらに浸透させ支援策を拡大させていく。
- ・引き続き奨学金返済が滞っている卒業生に対し、情報の呼びかけや上記に記載した再就労支援などの実施を拡大する。
- ・新たな経済的支援制度として、寮費減免制度を平成30年度より実施した。
- ・高等教育修学支援新制度の周知と、申請時期の変更に合わせた事務スケジュールの構築。

① 特記事項

基準6 教育環境

6-41 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか

本学の教育環境は、教育目的を効果的に達成出来るよう整えられており、本館と新館の2棟で教室や実習室などの教育施設、さらに新館には寮施設も付帯しており、一つの敷地内でコンパクトにまとまっている複合施設である。教育および学習に必要な環境を学生に提供する為、定期的なメンテナンスを実施している。施設だけでなく、設備においても同様で、経年劣化に伴う設備は計画的に導入・改善を行っている。

本学の分野に必要な実習室や教室は指定養成施設として定められている広さなど法令に則しており、着付け室やエステ実習室、円形ホール「Kホール」、体育館・図書室などその施設は教育環境に必要な学校として必要な条件を満たしている。また、快適な学生生活を過ごせるよう学生食堂・ラウンジを整えており、学生の満足度に応える施設も充実させている。設備においても社会のニーズや教育方法の変化、発展に合わせて改善できるように今後も取り組んで行く方針である。本学の施設・設備は在校生やオープンキャンパスにおけるアンケート（入学希望者やその保護者）でも非常に綺麗であるという回答を多く頂き、衛生分野としての清潔感は、在校生の校内清掃からも保たれていると考えている。本分野は就職後も清掃は自分自身で行う事が当然である為、技術以外にも社会人として即戦力になれる教育を行っている。

現在は平成16年に建て替えを行った本館施設・設備に少しずつ修繕や機械設備の入れ替えが必要な箇所がある為、緊急性を要しない場合、年度の初めに補修修繕計画を立て、計画的に実施している。

平成 30 年度より理容・美容修得者課程を設置する為、カウンセリングルームを理容学科教室に戻し、理容・美容ダブルライセンスコースを設置した。また学園本館の空調工事を平成 30 年・平成 31 年の 2 ヶ年に分けて空調設備取替工事を実施し、全ての空調設備を整備した。学生寮には平成 31 年度より Wi-Fi 設備を設置し、学生への福利厚生として、さらには遠隔授業環境の対応が出来るようになった。

新型コロナウイルス感染症が蔓延した、令和 2 年においては、分散・時差登校に加えオンライン授業の需要も増した為、本館・新館の全教室に Wi-Fi 設備を設置した。それに加え、文部科学省より発表された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6 に基づき換気設備としてサーキュレーターも全教室に配置した。令和 4 年度では新学科設置に伴う施設調査の際、指摘を受けた部分の修繕として、新館に新しく保健室と多目的トイレを設置した。また、新設されたトータルビューティシャン科がメイクの実習を行う実習室を、新館エステ室を改修することで設置した。

6-42 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか

学外実習は、本学では教育方針・教育目標に沿った内容で位置づけを行っており、具体的には、企業および諸団体主催のコンテストの参加や本校独自の映画撮影現場でのメイク実習、ブライダルの授業では結婚式場の見学など行っている。さらには、本学では海外研修実習が、理容学科・美容学科の全学生は必修となっており、フランス・イタリアでの学外実習を実施し、パリのロレアルアカデミーで講習を受講している。平成 29 年度の海外研修では、パリのウエラアカデミーでの研修を初めて実施した。また全ての学科で単位認定はされる訳ではないが、ボランティアとして、本学周辺の高齢者福祉施設、病院などに行き、実習を行うことにより、地域社会に貢献すること共に実質的に学生達にとっては貴重な実践型実習の場となっている。また企業連携した一つの校外実習としては、毎年、成人式の着付け・ヘアメイクを企業が学生に事前に講習を行い、成人式当日、企業側が用意したヘアメイク・セット会場で実習を行っている。

インターンシップについては、理容師・美容室以外でネイル・メイク・エステなど就職先が多岐に渡る事と、職種によってはインターンシップ制度が未成熟な職種もあり、学生のニーズ及び実習先となる企業とに差異が生じる事が多く、平成 10 年以降実施していない。その分、学外実習で実践的な実習を多く取り入れる努力をしている。また、就職企業により就職前の在学中にサロンワークを実施する企業も増加している状況でもある。平成 29 年度では、昼間課程の理容学科・美容学科の両学科において、約 20 数年ぶりにインターンシップ実習を実施する計画が立ち上がり、平成 30 年度より受入企業と連携しインターンシップ実習を実施した。インターンシップ実習再開のこうした背景には、理容学科および美容学科が職業実践専門課程に認定されており、企業と連携した実践的な授業を展開する学科に即す目的でもある。令和 2 年度から続いていたコロナ禍においても、多くの企業にご協力を頂き、実務実習を実施する事ができた。令和 5 年度も継続して実施しており、企業連携を継続し、より実践的な教育を図れるよう推進していく。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、海外渡航が禁止となった為、実施できずはならず、代替研修を実施した。

本年はパリでの研修を実施し次年度も、海外研修を実施する予定である。

6-43 防災に対する体制は整備されているか

防災対策に関しては、東日本大震災の教訓も踏まえ、本学の新たな「緊急時マニュアル」を作成し、大規模災害、火災などの二次災害に対応できる見直しを行った。本学では学生寮も同敷地内にある為、各学生寮に対応マニュアルを設置し、周知を図ると共に年に一度行われる避難訓練を踏まえ、避難経路の再確認は定期的に行っている。備蓄品に関して計画的に購入はしているものの、在校生全員分に関してはまだ確保出来ておらず、消費期限の問題も含め、検討中である。平成 25 年 11 月には、警視庁が中心となり、中野区の企業（KIRIN、栗田工業）や大学法人（明治大学、帝京平成大学）などが地域防災を目的としたボランティアチームを結成し、本学でも「KBT お助け隊」というボランティアチームを発足させた。警視庁や中野区長と調印式を行い、本格的なボランティア活動を開始した。平成 31 年度も 6 月に実施された

また法令としても新たに義務化された防災設備点検も実施され、学校施設の防災設備も再点検された。
令和 5 年度は、コロナ禍の影響で中止していた中野区および警察署との防災フェアを実施する予定。

6-44 教育活動中の安全対策について整備されているか

教育活動中の安全対策については、本分野は鋏やレザーの刃物からカラー剤やパーマ液などの薬品を扱う実習もある為、取り扱いには教科書を含めて安全確認が常に行われている。さらに消毒や感染症などの知識も学習範囲の中では必修である為、インフルエンザなどの感染症の知識と、予防についても改めて注意を促すように努めている。本学の教育活動中で一番多い事故が鋏などの刃物で手を切る事故である。この事故に関しては年々減少しているが、発生した際には、常に救急箱は職員室に常備しており、手当も円滑に出来る体制となっている。通院が必要な場合にも教職員と一緒に病院に行く手順の記載された応急マニュアルがあり、安全対策を整えている。また、学生傷害保険については、教育活動中はもとより、通学中でも対応できる東専各の学生傷害保険に入学学生全員が加入している。希望者は学生グループ総合保障制度や学生事故補償制度賠償補償プランなど任意保険にも加入している。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大に伴い未曾有の事態に見舞われたが、本学園でも学生生徒を安心して安全な授業・講義実習を実施する為に、文部科学省より発表された（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6）に準拠した施設整備に取り組んだ。

- ・学校敷地内に入る前の検温・手指消毒
- ・サーキュレーター等による教室換気
- ・時差登校・分散登校・さらにオンライン授業によるハイブリッド型授業
- ・相モデル時には学生全員にフェイスシールドを配布して、マスクと併用して実施
- ・休み時間等は教員による三密を避ける為、見回りを実施
- ・濃厚接触の疑いが出た場合、クラスや学年毎に柔軟にオンライン授業

令和 5 年度については、コロナウイルスが第 5 類に移行してからは、通常の学校運営に戻していく方針である。

	評価項目	適切…4 2	ほぼ適切…3	やや不適切… 1
6-41	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	④	3	2 1
6-42	学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか	④	3	2 1
6-43	防災に対する体制は整備されているか	④	3	2 1
6-44	教育活動中の安全対策について整備されているか	④	3	2 1

① 課題

- ・インターンシップを再開して 5 年目に入り、現場とのズレなど、より業界側との教育内容の擦り合わせの必要性を実感している。特に依頼する学生の人的な所見の共有を、企業側から求められることが多い為、次年度以降はこうした部分の共有方法が課題となる。
- ・安全なインターンシップ実習・海外研修の実施への課題

② 今後の改善方策及び計画

- ・継続して教育課程編成委員会での意見の聴取、インターンシップ先企業の担当者からのアンケート等で、より具体的に教育内容に今後も反映させていく。
- ・関係省庁の指導も含め、安全確保を最優先に授業を進めていく。

③ 特記事項

基準 7 学生の募集と受け入れ

7-45 学生募集活動は、適正に行われているか

学生募集広報活動においては、入学相談室が中心となって学生募集活動を行っている。本学の学生募集活動は、志願者の立場に立ち、東京都専修学校各種学校協会のルールに基づき実施している。学生募集の主な方法として、オープンキャンパスや高等学校内・会場での説明会、各種媒体誌、自校のホームページとなり本年は、ホームページからの資料請求者が増加した。本学の学生募集のスタンスは高等学校教諭や進学検討者およびその保護者の理解の上に成り立っていると考え、卒業生の報告活動や学校紹介を目的とした高等学校への訪問活動を通して構築している。各学科の設定は、それぞれ目的と特色が異なる為、入学検討者に大きな混乱を招く心配はないと考えている。

出稿原稿や説明表現においては、明瞭かつ真実性・公平性に基づいて行うよう徹底している。本学では、公表する数値に関しては、可能な限り、実数での表現を心掛けている。もちろんパーセンテージ表記を求められる場合はそれに応じて対応している。オープンキャンパスでは体験実習も含めて基本的には個別対応を心掛けており、保護者向けの説明会を行っている。また、経済的負担を考慮し、体験入学参加者への交通費の補助を実施している。これについては、特に地方の高校生、保護者からは業界の中心である東京に来る良いきっかけになったと高い評価を得られている。オープンキャンパス参加者については保護者に至るまでアンケートに協力を頂き、関心のある項目を毎年集計し、学校パンフレットなどに反映させている。入学希望者本人の意思と保護者の理解を募集段階から尊重し、高等学校教諭への本学に対する理解を求めながら広報募集活動を行っている。上級学校としての責務を果たす為、高等学校との連携には重きを置いている。

入学選考については、推薦入試、特別推薦入試、短大生・大学生・社会人入試、一般入試を実施しており、留学生に対しては、外国人入試を実施している。また令和3年より総合型選抜（旧 AO）入試を導入し、幅広い入試方法から、多くの学生からの出願機会を設ける方針である。

そうした入試形態を設ける事により入学後のミスマッチを避け、休退学者の減少に繋がるよう配慮している。選考については、オープンキャンパス、学校見学などに参加した状況を個別に管理し、入学意欲や熱意など総合的に判断し、適正かつ公平に実施されている。

外国人入試については、主に読解能力に重点を置き、筆記試験、ヒアリング試験、作文等を実施し留学生については入国管理局からの指導されている項目を満たす生徒について入学を許可している。」

平成29年度においてテクニカルスタイリスト科アーティストコースについては募集を停止する計画でいたが、平成30年度の修得者課程の設置を計画している為、アーティストコース内のカリキュラムを刷新し、存続を決定した。

ポストコロナから、対面だけでなくオンラインのオープンキャンパスも実施している。令和4年度においてもSNSや動画を使用した周知活動を続けている。コロナ規制が徐々に緩和され、校内進路活動行事も多く開催され始め、オープンキャンパスへの来校周知もし易くなった。さらに令和5年度よりテクニカルスタイリスト科ビューティーコースという1年課程の学科を2年課程に変更し、メイク・ネイル・エステを中心とした学科、トータルビューティション科として設置する予定である。

7-46 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか

教育成果に関しては、リアルタイムで開示し易い、ホームページが使用されている。今後、入学希望者への情報提供という観点から、ホームページなどへは情報開示量をさらに増やしていく方向で検討中である。しかし、就職者実績の掲載など個人情報の取り扱いについても留意して実施しなければならない為、法令遵守を最優先に慎重に公開していく予定である。7-45でも述べたように、出稿原稿や説明表現においては、明瞭かつ真実性・公平性に基づいて行うよう徹底している。本学ではまた、学納金は入学から卒業までに必要な総額表記をホームページや募集要項で周知し、正確な情報の周知を行っている。年間のみに必要な学納金だけでは、奨学金などを利用する学生にとっては、誤解を招く恐れがある為である。また、費用の総額だけでなくその費用がいつ必要なのかも記載し、家計のトラブルも未然に防げるよう対応している。入学検討者やその保護者に対してだけでなく、高等学校教諭に対しても詳しく公表している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、情報発信をSNS等を通じて実施し、学校の様子も含めて発信を積極的に行った。

7-47 学納金は妥当なものとなっているか

学納金については、施設・設備および授業カリキュラムに見合う適正な金額を設定している。近年の18歳人口の減少や社会情勢を踏まえて修正する事は困難になってきており、また国の教育ローンや日本学生支援機構の奨学金を使用する入学者も年々増加している。さらに本学独自の奨学基金の申込者も増加している。本学では学費について募集要項ではもちろん、ホームページ上でも教材費やその他の費用についても明確に示し、入学から卒業までに必要な諸費用を一括表示している。

学納金の設定は主な指標として、教育的指標と経営的指標、さらに全国的に設定されている学納金の相場と加味して、定められている。教育的指標とは、教育活動を行う為に必要費用の事を指し、施設・設備の維持費や教育活動の為に必要な支出、教員や講師の人件費、さらに教材費等は、この指標に含まれる。経営的指標は、それ以外に本学を維持する為に必要な支出、職員等の人件費や本学を充実させる為に必要な費用等で分類している。また以上の指標に加え、同分野校の学費とも比較をし、適正である事を確認している。学納金の一括表記は募集要項でも本学ホームページでも公開しており、入学検討者やその保護者に対し、誤解無きように周知している。学納金の設定は、各学科で修業年限や教育内容が異なる為、それぞれの学科で実施している。

学納金に関する情報管理は、経理システムや総務システムで行われており、学生個人の在校生情報とともに期ごとの納入実績も併せて確認できるようになっている。また入学辞退者に関しても規定の期日前ならば、入学選考料、入学金を除いて返還している。上記の内容は、本学「学則」にも規定されている。

本学園も高等教育無償化の確認校となり、無償化の対象となる授業料および入学金も含め、各学納金も教育内容に即した内容となるよう引き続き、精査を続けていく。

今後は人件費等の底上げや経済動向の影響を学納金に影響させるか否かの課題は、どの学校法人にも共通している問題であり、周辺の動向には逐一確認を続けていく。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
7-45	学生募集活動は、適正に行われているか	④	3	2	1
7-46	学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか	④	3	2	1
7-47	学納金は妥当なものとなっているか	④	3	2	1

① 課題

- ・年々減少する 18 歳人口に対する学生募集の在り方についての課題
- ・東京への上京生の確保をどのように実施するかを検討。
- ・留学生募集の強化
- ・持続可能な学生募集方法の模索

② 今後の改善方策及び計画

- ・教材については、無駄のないよう精査し早めに決定をする。
- ・無償化については認定校として、引続き情報を収集し、適切な対応をする。
- ・情報をより多く集め、適切な募集活動に繋げていく。

③ 特記事項

基準 8 財務

8-48 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか

学校運営の財政基盤において求められる安定性を第一優先に考え、中期・長期的な運営基盤の構築に努めている。教育に必要な設備や教務体制の強化を図りバランスの取れた基盤づくりを念頭においている。近年では 18 歳人口の減少、キャリア教育を主眼に据えた教育が主流と言われている中で、大学進学を主体としている高等教育、新設校の増加など様々な環境の中、学生確保は厳しく、専修学校全体で取り組んでいかなければならない問題に直面していると考え。このような中で、平成 23 年に竣工した学生寮を建設する際に、要した費用は一部短期借入金として平成 28 年には完済予定であったが、日本の金利政策を見ながら柔軟に対応する予定である。既に借入金残額に相当する資金を運用し、返済費用圧縮を図っている。学校の安定的な財務基盤を強化する為、各種資金の積み立てや取り崩しなどの整理を実施し、次年度以降教育活動必要経費や施設・設備の修繕費用等も確保している。資産運用や整理を実施し、教育活動に差し支える事は全くないが、内部・外部の要因に左右されない安定した財務基盤を安定させる為には、一定数の入学者の確保は必要だと考える。

8-49 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

予算・収支編成を適正に行う為に、本学では月例の経営会議の中で月次のキャッシュフローを資料として配布する。月次の経営会議には、理事長・校長を始め、各部課長が出席するが、各部署の予算管理も行う管理者でもある為、常に予算消化率を意識づける為、予算に基づいた各項目の進捗状況を把握している。主に月次のキャッシュフロー収支を把握し、運営計画に基づいた各事業計画の進捗状況に併せ、計画通りに予算収支が消化されているかを確認している。予算対比率、年度対比率、構成比率などの進捗度を月次で比較することでより、学校の収支状況が見え易くなる。学校会計は基本金の組入れなどの一部特殊な会計法規のもと計算書類・財務諸表が作成される為、一般的な計算書類との比較がし難い。資金収支計算書、消費収支計

算書、貸借対照表、財産目録が主な書類になるが、補足的な資料としてキャッシュフロー計算書は必須書類と言える。現在はこのキャッシュフローの収支の増減で財務収支がある程度把握できるよう月例の経営会議で説明を行い、予算・収支計画をより有効な計画している。専修学校において一番大きな財務的リスク要因は入学生数の増減による不安定な収入状況にあると考える。これらを考慮した上で、本学では、年度予算及び中期事業計画、さらに学校の事業目標と擦り合せて、適正かつ妥当な収支計画が立てられていると考える。安定的な学校運営を続ける為、経理部は次年度の収入予定額を試算し、そこから固定費や人件費などを差し引いて、予算配分可能な金額を算定している。そこには教職員の雇用や教育活動に影響を与えるリスク排除は徹底されている。各事業計画した内容と予算計画を精査・調整を行い、全体的に整えたものを経理部責任者が理事長・校長に報告する。その後、理事会・評議員会で承認を得て、予算・収支計画が執行されていく流れとなっている。

8-50 財務について会計監査が適正に行われているか

財務における会計監査については私立学校法の規定に基づき、本学の外部監事 2 名により会計監査が実施されている。本学の寄付行為にも会計監査の規定が定められており、会計年度終了後の 2 カ月以内に監事が作成した監査報告書が理事会及び評議員会に提出され、報告・承認を受けている。この一連の会計監査の中で、監事は計算書類である資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録に基づき、適正に計算が行われているかを監査し、監査報告書を作成している。外部監事が問題と指摘した点や留意事項を指摘する場合は、訂正を行っている。このような流れから本学の会計監査は極めて適正に行われている。

8-51 財務情報公開の体制は整備されているか

財務情報の公開に関しては、私立学校法 47 条に基づき、利害関係者へ財務情報の公開を実施している。理事会・評議員会で承認を受けた当該年度の計算書類の他に、総務部がまとめた各部署の事業報告書および監査報告書を公開できる体制を整備している。閲覧を希望する場合、本学に来校の上、閲覧目的を記入する閲覧申請の手続きを取るよう本学では定めている。

令和 4 年現在は、学校窓口にて閲覧申請をして頂き、情報を公開している。

	評価項目	適切…4 不適切…1	ほぼ適切…3	やや不適切…2	
8-48	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	④	3	2	1
8-49	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	④	3	2	1
8-50	財務について会計監査が適正に行われているか	④	3	2	1
8-51	財務情報公開の体制は整備されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているが、様々なケースのリスクマネジメントの必要性を感じている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・首都直下型の地震などが発生した場合など、学校運営を続けていく上、今後はリスクマネジメントの強化体制を実施していく。
- ・現行の会計監査以上に適正に実施していくには、公認会計士による監査以外無い為、今後はその実施可能性についても検討していく。
- ・高等教育の修学支援制度の認定校要件に事業報告書の開示が求められる為、既に開示している。

③ 特記事項

基準 9 法令等の遵守

9-52 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか

本学では、建学の精神にあるように法令等の指定学科がその基本として立ち上がっている学校であり、学校基本法、学校教育法、専修学校設置基準に基づき、学校法人化された。本学は学校法人であると同時に理容師および美容師の国家資格を受験する為の厚生労働大臣指定の養成施設でもある為、理容師・美容師養成施設指定規則等の関係法令も遵守されている。

寄付行為、学則等についても監督官庁に届出て許可を得ている。様々な諸手続きについても遅滞なく行うように心掛けているものの、少人数で行っている為、一部申請手続きや届出が遅れてしまう事もあった為、所管先からの指導のもと、徹底して実施できる体制を整えていく。また同様に指導所轄庁でもある関東信越厚生局への届け出等についても徹底していく。

本学が遵守し、法令・基準等に基づいて実施している手続きの一部であるが、以下の通りである。

①私立専修学校設置基準等に基づく法令手続き（文部科学省所轄）

- (1) 寄付行為及び学則に係る手続き
- (2) 学校基本調査
- (3) 校地・校舎の増減に伴う諸手続き
- (4) 自己点検・評価
- (5) カリキュラム・授業時間数等変更に係る届出
- (6) 担当科目を指導する教員に係る資格
- (7) 健康診断
- (8) 資産総額変更登記
- (9) 海外渡航安全届
- (10) 教員・職員採用・解職届

②理容師・美容師養成施設指定規則等に基づく法令手続き（厚生労働省所轄）

- (1) 現況調査票・自己点検
- (2) 教室等の使用目的変更
- (3) 入所者・出所者の報告
- (4) カリキュラム・授業時間数等変更に係る届出
- (5) 担当科目を指導する教員に係る資格・規定

- (6) 実習室に備えておくべき実験器具
- (7) 往復文章綴り
- (8) 健康診断
- (9) 実習室・教室の広さに係る規定
- (10) 教員・職員採用・解職届

以上が遵守している法令の一部である。本学では2つの所轄庁の基準を全て適正に満たしている。同じ基準項目でも、その基準は僅かな範囲で異なっており、届出様式も異なる場合もある。

また、上記の法令以外に一般的な事ではあるが、本学の学生は20歳前後の在校生が殆どである為、未成年の飲酒や喫煙に関しては当然法律違反である為、入学時に徹底される。本学の学生生活を送る上で学則的役割をもつ規則の「学生心得」でも違反規定として、懲罰の対象として周知徹底している。

さらに令和2年度では文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6」～『学校 の新しい生活様式』が発表され、関係省庁が提言するコロナ禍における学校運営にも準拠しながら運営を続けた。令和5年度よりコロナが第5類に移行してからは衛生管理マニュアルを解除し、コロナ前の様式に徐々に戻していく予定である。

高等教育無償化の確認校になる為の要件についても法令に遵守し、決められた要件、情報開示を徹底しており、3年連続で確認校となっている。今後も確認校となれるよう努めていく。

また令和5年度以降に予定される私学学校法の改正も、その骨子が分かり次第、準備に取り掛かる予定である。

9-53 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか

個人情報保護法については、法律制定時の平成15年度から教職員全体に研修会を行い、学校運営上で取り扱う個人情報について管理している。本学では個人情報保護方針として「個人情報の保護に関する法律」および「プライバシーポリシー」についてもホームページや学校紹介パンフレットに記載している。

学校は個人情報が数多く存在する場所である為、具体的な保護の対策として、本学では教職員に対しては、入職時および退職時の2回、必ず個人情報に関する誓約書に署名・捺印を貰う事を実施している。また、入学生についても合格後に発送する書類の中に、個人情報に関する誓約書を署名・捺印を貰っている。取引業者について、現在では当然の様に個人情報に関する誓約書などは新規取引する際に取り交わしているが、法律が施行される以前から取引のある企業にも誓約書を取り交わし、情報の漏えい防止に努めている。

現在、懸念されているのが、本学で稼働している基幹システムのセキュリティについてである。年度を追うごとにシステム内のデータ件数は膨大になる為、平成26年度にはセキュリティ部分の不安を解消する目的でネットワーク関係のインフラ整備について準備を実施した。平成27年度ではマイナンバー制など新しい管理体制が敷かれる為、情報収集しつつ対応していく予定である。また個人情報漏えいの為の保険制度など検討している。

9-54 自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか

平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、自己点検・自己評価の公表が義務付けられて以来、本学では自己点検・自己評価について、当初は独自の基準で実施していたが、諸団体の自己点検報告書の研修会等に参加し、その基準も「私立専門学校等評価研究機構」が推進している様式へ修正され、準拠する形となった。自己点検評価の実施体制としては、平成25年度からは、文部科学省からの自己点検様式にさらに修正され、全部署が実施の把握を行っている。自己点検評価の結果を受けての問題点の改善は、改善出来た項目、そうでない項目とあり、前年度に比べ、飛躍的に改善されている項目もあるが、そうでない項目も存在するため、自己評価結果を形骸化させない為にも今後、「自己点検評価委員」が中心に組織的に問題点の改善に努めていく体制を強化していく。

9-55 自己評価結果を公開しているか

本学の自己点検評価結果については、平成 25 年 12 月より本学ホームページへ評価結果を公表し、自己評価・第三者評価を実施しているモデル校を参考に、より良い開かれた学校づくりに着手している。また平成 26 年 1 月には「私立専門学校等評価研究機構」の正会員となり、学校評価に対する取組みを強化し、今後の計画として、第三者評価を受ける体制だけは整え、準備についてはしていく方針である。

	評価項目	適切…4 やや不適切…2	ほぼ適切…3	不適切…1
9-52	法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	④	3	2 1
9-53	個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか	④	3	2 1
9-54	自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか	④	3	2 1
9-55	自己点検評価結果を公開しているか	④	3	2 1

① 課題

- ・自己点検評価を実施はしているが、問題点の改善については修正できていない項目がある。
- ・自己点検評価結果の一部が形骸化し始めている。
- ・提出期日を守れていない部分もある。

④ 今後の改善方策及び計画

- ・令和 5 年度内に自己点検評価委員会を中心に自己点検評価の位置付けを明確化させ、令和 6 年度に向けて問題点の改善に学校全体で取り組んでいく。
- ・もともと第三者評価は検討していたが、現段階ではいつでも受けられる準備はしていく方針である。実施する可否の決定は慎重に協議していく。
- ・私学学校法の改正についての準備もしっかりと予定し、準備しておく。

⑤ 特記事項

基準 10 社会貢献

10-56 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか

本学の平成 27 年度の運営計画も前年度に引き続き、地域社会貢献活動の一環で、東京・中野区を中心に都内 5 施設の病院や特別養護老人ホーム・高齢者福祉施設で学生がカットやメイク・ハンドマッサージなどの技術を提供している。地域社会に根差した学校づくりを目指す為、積極的に本分野の学生が貢献できる活動に参加している。地域のお祭り・高校の学園祭へのデモブース出店や地域防災活動への参加も学校を挙げて実施している。

本学の施設においては、教室やホールなどは試験会場や諸団体の研修などの目的で貸し出されている。平成 25 年度の実績としては、NPO 法人日本ネイリスト協会、一般社団法人眉目美容協会、協同組合理容芸術協会（HSA）、美容協同組合日本ヘアデザイン協会(NHDK)、東京都美容衛生同業組合、株式会社栄光(栄光ゼミナール)、株式会社ナガセ（東進ハイスクール）などが利用している。

令和 2 年以降のコロナ禍においては、施設利用自体の申し出が減り、なかなか実施出来ていなかったが、地元の保育園や中学校からのキャリア支援教育の手伝いとして少しずつ施設利用も増加してきている。令和 6 年度以降も積極的に取り組んでいきたいと計画している。

10-57 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

本学では学生のボランティア活動については学校全体で取組むように努めている。以下はその活動の一部である。10-56 でも記述したが、地域社会貢献活動の一環で、東京・中野区を中心に都内 5 施設の病院や特別養護老人ホーム・高齢者福祉施設で学生がカットやメイク・ハンドマッサージなどの技術を提供している。また地域の小学校や中学校でも、キャリア教育の一環として理容・美容に関する職業の紹介や体験授業などの依頼も多く、カリキュラムに支障の無い範囲で本学教員や学生が講話や体験授業などを実施している。

本学の理事長は中野区専門学校協会の会長をしており、中野区内において分野の異なる 10 校の専修学校で地域の中学校に対して、キャリア教育を積極的に実施している。

さらに本学では、平成 14 年より継続している富士山清掃ボランティアを実施していたが、平成 27 年度より江ノ島海岸の清掃活動に変更している。

平成 25 年 11 月には、警視庁が中心となり、中野区の企業（KIRIN、栗田工業）や大学法人（明治大学、帝京平成大学）などが地域防災を目的としたボランティアチームを結成し、本学でも「KBT お助け隊」というボランティアチームを発足させた。警視庁や中野区長と調印式を行い、本格的なボランティア活動を開始した。しかし学生の自主活動の支援という部分ではまだ十分とは言えず、具体的にどのように奨励・支援が実施可能かは今後、検討課題である。今後も社会地域に貢献できる取り組みに関しては積極的に参加していき、本学理念に基づく人物像を育成していく方針である。

平成 29 年度に至っても地域防災ボランティアの活動を続け、平成 30 年度に学校に対し、野方警察より感謝状を賜った。

令和 5 年度より、防災ボランティアは再開し、ハンドマッサージの施術を行うなど地域に貢献した。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
10-56	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	④	3	2	1

10-57	学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	4	③	2	1
-------	------------------------	---	---	---	---

① 課題

・学生ボランティア活動の支援という部分では、十分とはいえない

② 今後の改善方策及び計画

・今後も引き続き、本学がどのような形で社会貢献に参加できるかを検討し、実施できるボランティアがあれば、積極的に取り組んでいく。また学校でも奨励・支援していく体制を在校生に周知していく。

⑥ 特記事項

基準 1 1 国際交流

11-58 国際交流を実施出来ているか

本学では、理容学科・美容学科は海外研修実習が必修となっている為、その研修の中で国際交流プログラムを実施している。平成 19 年より研修先となるフランス・パリ市東部のクロミエ市にあるジュール・フェリーの高校に行き、国際交流を実施している。内容として着付けやビジュアルメイクなど、日本発信の最先端の文化情報及び日本の伝統文化を伝えるもので、近年では、現地の高校生だけでなく、クロミエ地区市長や地区職員も参加する規模に発展している。その交流は現地の新聞にも取り上げられるまでになり、今後、パリ市内の大学やパリ市内の高齢者福祉施設にその交流・ボランティアの輪を広げる方向にある。

平成 27 年は出発直前のテロで中止となり、翌年の平成 28 年 11 月には情勢を踏まえ、イタリア・ミラノの美容専門学校・ファッション学校を訪問し、国際交流を実施した。

平成 29 年度では 2 年ぶりにパリに研修先を戻し、モー大学及びジュール・フェリー高校と国際交流を実施した。さらに平成 30 年度ではサンローラン高校との交流会を新たに開始した。平成 31 年度（令和元年度）もパリでの研修を実施した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、海外へ渡航禁止となり海外研修を国内研修に変更していましたが、令和 5 年度よりパリ研修を再開した。

11-59 留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか

本学では留学生に関して、入学希望の留学生についての受入れを積極的に実施していく計画はある。コロナ禍においては日本への留学生の激減により、留学生事業についてほぼ停止していましたが、東京での理容・美容分野での就労ビザが時限的に許可された事を受けて、改めて理美容で働きたい留学生の募集調査を実施していきたいと考える。

	評価項目	適切…4 やや不適切…2	ほぼ適切…3 不適切…1	
11-58	国際交流を実施出来ているか	④	3	2 1
11-59	留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか	4	③	2 1

① 課題

- ・受入れ先の問題がまだ明らかになっていない。
- ・留学生に対する支援体制が万全とは言えない。
- ・日本語学校への海外留学生募集について。

② 今後の改善方策及び計画

- ・コロナ禍も終わり、留学生に対しては、「受け入れない」という方針で決定するのではなく、様々アプローチで可能性を検討していく方針である。
- ・令和6年度も留学生の可能性について情報収集を実施予定。

③ 特記事項